

云々。

一〇 朝憲紊亂

朝憲を紊亂するとは、正當の順序を履ますして、憲法若くは皇室典範等のことと類を變更するを云ふ。

一一 朝憲紊亂の目的を以て内亂を起したるものに非ざれば刑法第七十七條の罪に非ざるか

刑法第七十七條には、政府を顛覆し、又は、邦土を僭竊し、其の他朝憲を紊亂することを目的として内亂を起したる者云々とあり。故に政府顛覆、邦土僭竊、朝憲紊亂等の結果ありといへども、犯罪者の之れを目的としたるにあらざるときは、之れを罰するを得ざるがごとし。果して斯くの如くなりや、如何と云ふに、是は、犯罪者の目的の如何によりて、犯罪を區別すること能はざるは、當然のことなりといへども、犯罪者の目的を知るを要するものなきにあらず。他の例を引いて之れが如何を述べんに、他人の門

戸を踰越し、室内に入りて、何等の事をも爲さるる場合に於いては、假令逮捕せらるゝも、其の目的の如何に依りて、或ひは竊盜未遂犯とせらるゝことあり、或ひは人の住居を侵す罪とせらるゝことあるべし。故に犯罪者の目的といへども、全然其の罪と關係なきものといふことを得ざるなり。況んや目的に關し、既に其の明文の存するものに於いてをや。假令内亂を起すといへども、朝憲紊亂等を目的とせざるものは、之れを内亂罪となすことを得ざるものとす。然れども、其の結果、朝憲を紊亂するに至るものは、假令朝憲紊亂を目的となさずといへども、多くは遁辭たるに過ぎざるものなり。

一二 内亂罪の解

内亂に關する罪を分解するときは、左のごとくなるべし。

一 容體 内亂に關する罪は、國家に對して反抗するところの罪なるを以て、之れが容體たるものは、國家の政治機關即ち政府なり。故に、假令一揆を起し、又兵器を弄すといへども、若し其の目的が政治的意味を有せざるものなるときは、内亂罪に

あらずして、他の罪となるものなり。

二 主體 此の罪の主體となるべきものは、云ふまでもなく、日本臣民若くは日本國內にある所の外國人なり。常事犯の犯罪者が、外國に至るときは、罪人引渡條約によりて、之れを帝國に引渡すべきものなりといへども、國事犯の犯罪者は之れを引渡さざるを以て通則とす。彼の朝鮮の亡命客若くは支那の有志者が、日本に來たりて、歸らざるがときは、其の一例なり。

三 行爲 内亂罪の行爲は、政府を顛覆し、邦土を僭竊し、其の他朝憲を紊亂する目的を以て、暴動をなすところの行爲を云ふ。而して内亂罪を云ふ以上は、本罪は、一人にて爲し得べきものにあらざるなり。必ずや、二人以上共謀して暴動をなし、甚しきに至ては、數萬人を以て、之れを起すことあるべし。従つて其の犯罪行爲に就いても、種々の類あるべし。或ひは之れが主謀をなすものあり、或ひは群衆の指揮を司ぐるものあり、或ひは附和隨行して、暴動に干與するものあり。而して内

亂に關する罪は、いづれも皆未遂罪なること、既に掲げたるところのごとし。若し既遂犯なるときは、即ち犯罪者が、其の目的を達して、政府を顛覆し、又は、邦土を僭竊して、自から主治者となるものなれば、之れを罰せんとすといへども、罰するべき能はざるべし。所謂勝てば官軍、負ければ賊となれば、未遂犯が、即ち内亂罪の既遂犯にして、其の豫備のごとき、陰謀のごとき亦之れを罰すべきものとす。例へば内亂を起さんがために、兵隊を集め、又は、兵器、金穀等を準備することがごときは、即ち其の豫備にして、即ち二人以上相互に、密議を報じ、内亂の評議をなすは、即ち其の陰謀なり。内亂罪の未遂、豫備陰謀をなすものは、其の性質として、又然らざるを得ず。

一三 内亂に與したるもの罪

是は、刑法第七十七條に規定せらるる所のものにして、前既に其の全文を掲げられたることに要す。

一四 内亂の豫備、陰謀

刑法第七十八條に曰く、内亂の豫備又は陰謀をなしたる者は一年以上十年以下の禁錮に處すと。

然れども、其の第八十條に曰く、前二條の罪を犯すといへども、未だ暴動に至らざる前、自首したる其は、其の刑を免除すと。之れに由りて、之れを觀るときは、假令内亂の豫備又は陰謀をなすといへども、自首したるときは、其の刑を免除せらるゝものとす。

第三章 外患に關する罪

一四 外患に關する罪

外患に關する罪は、國事犯なりや、否やに就きては、學者間に於いて、頗る議論あるところなりといへども、其の罪狀より論ずるときは、純然たる常事犯なりとす。然れども、此の罪は、實際に於いて、其の適用を見ることが實に稀なるのみならず、殆ど無きことと

くなれば、其の詳細を説かざるべし。依て先づ其の正條のみを左に掲げん。

第八十一條 外國に通謀して帝國に對し戰端を開かしめ又は敵國に與して帝國に抗敵

したる者は死刑に處す

第八十二條 要塞、陣營、軍隊、艦船其他軍用に供する場所又は建造物を敵國に交附

したる者は死刑に處す

兵器、彈藥其他軍用に供する物を敵國に交附したる者は死刑又は無期懲役に處す

第八十三條 敵國を利する爲め要塞、陣營、艦船、兵器、彈藥、汽車、電車、鐵道、

電線其他軍用に供する場所又は物を損壞し若くは使用すること能はざるに至らしめ

たる者は死刑又は無期懲役に處す

第八十四條 帝國の軍用に供せざる兵器、彈藥其他直接に戰鬪の用に供すべき物を敵

國に交附したる者は無期又は三年以上の懲役に處す

第八十五條 敵國の爲めに間諜を爲し又は敵國の間諜を幫助したる者は死刑又は無期

若くは五年以上の懲役に處す

軍事上の機密を敵國に漏泄したる者亦同じ

第八十六條 前五條に記載したる以外の方法を以て敵國に軍事上の利益を與へ又は帝國の軍事上の利益を害したる者は二年以上の有期懲役に處す

第八十七條 前六條の未遂罪は之を罰す

第八十八條 第八十一條乃至第八十六條に記載したる罪の豫備又は陰謀を爲したる者は一年以上十年以下の懲役に處す

第八十九條 本章の規定は戰時同盟國に對する行爲に亦之を適用す

#### 一五 戰時同盟國

茲に戰時同盟國とあるは、平時に於ける條約國を云ふものにあらず。交戰中に於いて、其の目的を等しうし、且つ敵國を同じうし、共に一體となりて、交戰することを盟約したる邦國を云ふ。

一六 戰時同盟國に對する行爲に外患罪を適用する所以

戰時同盟國に於いては、本國と利害を共にするものにして、且つ其の運命をも相等しとするものなるが故に、同盟國に抗敵するときは取りも直さず、本國に抗敵するものと同じきは論を待たず、是れ之れを外患罪に問ふ所以なり。

### 第四章 國交に關する罪

#### 一七 國交に關する罪

國交に關する罪とは、國と國との交際上に於いて、外國の君主又は大統領に對して、行ひたる罪にして、先づ其の條文を掲ぐるときは、左の如し。

第九十條 帝國に滞在する外國の君主又は大統領に對し暴行又は脅迫を加へたる者は一年以上十年以下の懲役に處す

帝國に滞在する外國の君主又は大統領に對し侮辱を加へたる者は三年以下の懲役に

處す但外國政府の請求を待て其罪を論ず

第九十一條 帝國に派遣せられたる外國の使節に對し暴行又は脅迫を加へたる者は三年以下の懲役に處す

帝國に派遣せられたる外國の使節に對し侮辱を加へたる者は二年以下の懲役に處す但被害者の請求を待て其罪を論ず

第九十二條 外國に對し侮辱を加ふる目的を以て其國の國旗其他の國章を損壞、除去又は汚穢したる者は二年以下の懲役又は二百圓以下の罰金に處す但外國政府の請求を待て其罪を論ず

第九十三條 外國に對し私に戦闘を爲す目的を以て其豫備又は陰謀を爲したる者は三月以上五年以下の禁錮に處す但自首したる者は其刑を免除す

第九十四條 外國交戦の際局外中立に關する命令に違背したる者は三年以下の禁錮又は千圓以下の罰金に處す

一八 帝國滯在中の外國の主權者に對する犯罪

是は、刑法第九十條の規定するところにして、二項に別てり。即ち帝國內に滯在する外國の君主又は大統領に對し、暴行を加ふるか、又は脅迫を加ふるときは、一年以上、十年以下の懲役に處せらるゝものとす。例へば是等の主權者が、帝國の領土内に於いて滯在中、方法の如何を問はず、毆打するがごとき、又は實彈を込めたるところの短銃を擬して、將に發砲せんとするがごとき、即ち其の一例なりとす。

然れども、右等の主權者に對し、侮辱を加へたるものは、三年以下の懲役に處せらるゝなりといへども、外國政府より其の求刑の請求あるにあらざれば、其の罪を論せざる規定なり。故に、假令侮辱を加へたりといへども、外國政府より求刑の請求なきときは、其の罪を論せざるものとす。さて、侮辱罪は、外國政府の請求あるにあらざれば、之れが罪を論せざるは、何故なりやと云ふに、是は、通常の誹毀罪と同じく、本罪の性質上に於いて、親告罪に屬すべきものにして、特に其の國風慣習の異なるや、往々我が帝

國に於いて侮辱に相當するものといへども、彼の國に於いては、否らざるものありて、之れを起訴すると、起訴せざることは、當該檢事に一任すべからざるものなればなり。されば、本條には何故に、之れを告訴となさずして、請求となしたりやと云ふに、告訴には、すべて一定の法式を要すること勿論なれば、之れを外國政府に命ずるときは、外國政府をして、手續上に於ける困難を感せしむるところの煩累あるを免れざるを以て、特に之れを請求となしたるものなるべし。

一九 外國に對し私に戰鬪を爲す罪

凡そ外國との戦争は、主權者が、宣戰の公布をなすを以て、之れによりて始まるものなるに、主權者より別に命令を受けたるにもあらずして、擅に外國と戦争をなすものなり。故に、外國の一人と戦争するがときは、其の戦争の如何に劇烈なるものといへども、外國と戦争をなしたるものとすることを得ず。

されば、茲に外國とあるが、條約國のみを云ふやと云ふに、決して否らず、同盟國、和

親條約國と將た否らざるを問はざるなり。すべての外國を意味するものとす。斯くのごとく外國に對して、私に戰鬪をなすものは、大權を蔑如するのみならず、擅に干戈を動かし、寇を外國に結び、本國の危難を醸成するの恐むるものなれば、斯のごとき罪を規定せられたるものなり。

二〇 局外中立

局外中立とは、自國以外の甲國と乙國との間に於いて、戦争を開くに當り、其のいづれの國にも與せざるを云ふ。今其の一例を擧ぐるに、米國と西班牙國との戦争に於いて、我が日本帝國は、其のいづれの國にも左袒せずして、袖手傍觀の地位にあるがときは、即ち是れなり。

二一 外國に對し私に戰鬪を爲したる者と局外中立の命令に違背したる者を外患罪に問ふ理由

此の場合に於いては、犯罪の主體は、日本の一人（時には、外國人なることもあるべ

し)にして、物體は外國の主權者なるものなれば、之れを以て、外患罪に關する罪となすことを得ざるがごとしといへども、帝國に向つて間接に危害を與ふるものなれば、之れを外國に關する罪の中に編入したるも、敢て其の當を失へりと云ふべからず。

### 第五章 公務の執行を妨害する罪

#### 二二 公務の執行を妨害する罪

先づ本章の正條を列擧せん。

第九十五條 公務員の職務を執行するに當り之に對して暴行又は脅迫を加へたる者は三年以下の懲役又は禁錮に處す

公務員をして或る處分を爲さしめ若くは爲さしむる爲め暴行又は脅迫を加へたる者亦同じ

第九十六條 公務員の施したる封印又は差押の標示を損壞し又は其他の方法を以て封

印又は標示を無効たらしめたる者は二年以下の懲役又は三百圓以下の罰金に處す。本問の罪には、之れを構成する左の條件あること必要なり。故に、若し其の條件の一を缺くときは、本罪は、成立せざるなり。

#### 一 公務員たることを要す

此の罪の客體たるものは、公務員たることを要す。故に、若し公務員にあらざるときは、本罪は成立せず。

#### 二 職務の執行中なることを要す

公務員が職務の執行中なること勿論なり。即ち其の職務を以て、法律命令を執行し、又は、行政若くは司法官署の命令を執行中なること、即ち是れなり。故に若し職務執行中にあらざる公務員に對して、暴行又は脅迫を加ふることありといへども、本條の罪とならざること、勿論なり。

#### 三 職務執行は職權内なることを要す

公務員の職務を執行するは、其の職權を以てすることを要す。若し、行政官が、司法警察官の行爲をなし、林務官が、收税吏の職務を行ひ、郡長が、裁判官の行爲をなすがごとき場合に於いては、いづれも皆、職權外の行爲なるを以て、假令此の場合に於いて、暴行又は脅迫をなすといへども、本罪を構成せず、普通の暴行又は脅迫せる罪によりて、處罰せらるゝものなり。

四 暴行又は脅迫をなすことを要す

暴行又は脅迫をなすは、公務員が、職務の執行中に係ることにして、其の以外の場合に於いては、本罪を構成せざるものなり。故に、例へば命令、執行は、謹んで之れを受け、其の執行を終りたる後に於いては、假令暴行脅迫を以てすることありとすといへども、本罪を構成せざるがごとき、即ち是れなり。

二三 公務員不正を行ひしに依り暴行を以て抗拒せる場合

公務員の職務上執行したる所、不正なるときといへども、是は、職務の執行をなすもの

なれば、之れに抗拒することを得ざるや、勿論なり。然るに、職務執行又は命令の正否に於いて、法律上の問題に屬するときは、之れに抗拒するの權あるべし。其の正否が、事實上の問題に屬するものなるときは、之れに抗拒すべきの權なしと論ずるものありといへども、是は、否らざるべしと思はるゝなり。若し其の設のごとくならんには、公務員は、一個人の監督を受けざるべからざるものと論決せざるべからざるの奇怪なる結果を生ずるに至らん。然るに吾人一個人にありては、公務員に對して、直接に監督を行ふの權利あるものにあらざることは、明言するまでもなかるべし。公務員の執行が、果して不正のことならんには、之れを正さしむるには、自から其の道あるべし。又之れを訴ふるに所あるべし。吾人が、自ら法令に適合すると否とを判決して、之れが執行を妨害し得べきものにあらず。故に、執行の任ある公務員が、之れが執行をなすに當りては、其の正否の法律の問題に屬すると否とは、之れを問はずして之れに抗することを得ざるものなり。



斯くのごとく論ずるときは、或ひは云はん、然らば公務員の暴行は、必ずしも之れを甘受せざるべからざるかと。曰く否、決して斯くのごときことなし。職務を執行する場合の外に於いて、吾人の自由を拘束せんとするときは、之れに抗することを得るは、もとより其の所なり。

二四 暴行、脅迫を以て或る處分を爲さしめ又は爲さしめしめとは如何

凡る公務員の職務を正當に行ふに當りてや、之れを受けざるべからざるは、一般國民の服従せざるべからざることなり。然るに、若し其の公務員が、忠實に職務の執行をなすときは、被執行者に於いて、法律に違背したるがとき行為あるものなるとき、忽ち發覺せられて、相當の刑罰を受けざるべからざるを以て、其の處分をなさしめらしむるがとき、是れ即ち職務の執行をなさしめたるものなり。而して此の場合に於いても亦暴行、又は脅迫を以てすること必要なり。

又或る處分をなさしむるとは、公務員が、職務上爲すべからざることなるに、暴行、又

は脅迫を用ひて、其の爲すべからざる處分を爲さしめたるもの、即ち是れなり。

二五 公務員の施したる封印又は差押の標示を損壞する罪

公務所の處分に依りて、特別に家屋、倉庫其の他の物件に施したる封印なるものは、其の例を擧ぐれば、家資分散の處分を受けたる者の所有に係れる家屋、倉庫等のとき、或ひは罪證となるべき書類、物件又は犯則の器具器械等を封緘し、之れに行政、司法の官署又は當該官吏の印章を押捺したるもの、ごとき類を云ふ。

凡そ是等の封印は、公務所に於いては、特別の理由あるが故に、之れを施すものなるを以て、人民に於いては、縦に之れを破棄すべからざるものとす。之れを破棄するは、公務所の處分を侵害するものと云ふべし。且つ此の罪たるや、公益を害すること決して小なりと云ふべからず。公務所の封印あるものは、人縦に之れが開披をなさすといへども、其の封印の破棄しある場合に於いては、其の書類、物件等をば、或ひは盗み去り、或ひは毀損し、或ひは錯亂、紛失するものあるに至り、依て以て或ひは罪證を湮滅し、

或ひは社會の危險を醸し、或ひは權利者の權利を害し、義務者の義務を免れしむる等、其の害は、擧げて數ふべからざるなり。故に、封印ある物件をば損壞せすと認めざるも、之れを破棄したるときは、此の罪を構成すべし。

### 第六章 逃走の罪

#### 二六 逃走の罪

例によりて、先づ其の正條を掲げて以て、之れが解説をなさん

第九十七條 既決、未決の囚人逃走したるときは一年以下の懲役に處す

第九十八條 既決、未決の囚人又は拘引狀の執行を受けたる者拘禁場又は械具を損壞し若くは暴行、脅迫を爲し又は二人以上通謀して逃走したるときは三月以上五年以下の懲役に處す

第九十九條 法令に因り拘禁せられたる者を奪取したる者は三月以上五年以下の懲役に處す

に處す

第百條 法令に因り拘禁せられたる者を逃走せしむる目的を以て器具を給與し其他逃走を容易ならしむべき行爲を爲したる者は三年以下の懲役に處す

前項の目的を以て暴行又は脅迫を爲したる者は三月以上五年以下の懲役に處す

第百一條 法令に因り拘禁せられたる者を看守又は護送する者被拘禁者を逃走せしめたるときは一年以上十年以下の懲役に處す

第百二條 本章の未遂罪は之を罰す

囚人逃走の罪と云へるは、既決、未決の囚人が、自から逃走したる罪及び他人の之れを逃走せしめたる罪を云ふ。是等の罪は、公權に屬するものにして、人民の安全を害すること最も大なるものなればなり

#### 二七 既決の囚人

既決の囚人とは、身體に關する刑の言渡を受け、其の裁判言渡の確定したるものを云ふ

なり。而して其の囚人が、刑の執行中と、其の執行前とに拘はらず、逃走したる者は、第九十七條に依りて罰せらるゝなり。然れども、罰金、科料の言渡を受けたるものにあつては、本條の罪を構成せざるなり。

或る論者の説に依れば、既決の囚人は、常に其の刑を免れんとするものなれば、暴行又は脅迫をなして逃走したるものは、之れを責罰すべしといへども、若し否らすして、看守者の怠慢に乗じ、少しも暴行を用ひずして、逃走したるものゝときは、之れを罰すべからざるがごとしと。此の説は一應道理あるに似たり。佛蘭西法に依れば左のごとき規定あり。

暴行を以て逃走したる者にあらざれば之を罰せず、且つ其の趣意書に曰く、自由を欲するは、人間の至情なり。囹圄門關の開放せるを見て、之れを機會に逃走したるものを罰することを得ずと。

此の法定は、一見眞理に近きものゝごとしといへども、熟々之れを考ふれば、大に其の

相反するを見るべし。若し斯くのごときものをして、其の罪を免れしむるときは、暗に囚人の逃走を勧誘し、囚人は、常に其の間隙を窺ひ、其の身を脱去せんことを企圖するに至るは、人情の免るべからざるところなり。實に囚人のごときは、官署に於いて、充分に之れが警戒看守するものなれども、而も必ずしも其の間隙なきを保しがたし。されば、今僅に之警戒が看守を怠りたりとの故を以て、囚人の逃走をして罪責なきものとするが如きに至りては、豈に其の理の肯綮に當るものと云ふべけんや。況んや、再犯の豫防をなし、社會の治安を維持せんが爲めに、之れを罰するの必要あるに於いてをや。是れ第九十七條を以て、之れが刑罰を規定せられたるは、其の當を得たるものと云ふべし。

二九 未決の囚人

未決の囚人とは、嫌疑を以て、目下其の刑事被告事件に就きて、審理中のものを云ふ。之れを換言せば、裁判確定前のものにして、監獄に拘禁せられぬものゝごとき、即ち是れなり。

三〇 拘禁場、械具を損壊し、又は暴行、脅迫を以て逃走したる罪

既決、未決の罪人は勿論、拘引状の執行を受けて、拘留せられたるものが、其の拘禁場又は械具を損壊し、又は暴行を以てし、或ひは脅迫を以て逃走し、若くは二人以上通謀して、逃走したるもの、ときは、之れを何等の手段をも用ひずして、竊に逃走したる者に比ぶれば、其の罪科たるや、重きこと勿論なりと云ふべし。故に、其の刑罰のごときも、普通の逃走者の一年以下の懲役に比すれば、三月以上、五年以下のごとき重き刑に科することゝなしたるものなり。

斯くのごとく論ずるときは、囚人が、獄舎の間隙を窺ひ、又は、獄吏、看守人の怠慢に乗じて逃走したるもの、ときは、看守人、之れを知りて、之れを追捕せんとしたるに、囚人は、之れに暴行を加へ、又は、脅迫したるときは、如何に之れを處分するや、第九十八條に因りて罰すべしや如何。

前問に對して、或る論者の説を掲げんに、曰く、追捕人に對し、暴行又は脅迫をなしたるもの、ごときは、暴行又は脅迫をなして逃走したるものと見て妨げなし。何となれば、斯くのごとき場合に於いては、之れを以て、逃走中に於ける行爲と云ふことを得べく、逃走後に於ける行爲と云ふことを得ざればなりと。此の説は、甚だ穩當ならず。抑も囚人逃走の罪は、囚人が、逃走するの意を以て、獄舎を出で、又は、其離るべからざる場所を離るゝごときに於いては、既に成立したるものと云ふべし。故に、獄舎の間隙を窺ひ、又は、看守人等の怠慢に乗じて、逃走をなしたるものは、其の追囚人に對し、暴行又は脅迫をなすといへど、第九十八條によりて處斷することを付す。然度ごも、もとより不問に附すべからざるものなり、若し通常の語を以てするときは、追捕人に對して、暴行又は脅迫をなすがごときは、之れを逃走中に於ける行爲なりと云ふことを得べしといへども、法を解するには、法律上の義に據らざるべからざるなり。故に、法律上の義に據るときは、獄舎を出で、又は、拘禁場を離れたるときに於いては、既に逃走を遂げ得たるものと云ふべし、故に、之れを以て、逃走の既遂犯と云ふことを得らざるなり。

斯くて追捕人に暴行又は脅迫をなしたるものは、逃走するがために暴行又は脅迫をなしたるにあらず、逮捕を拒まんがために、之れを行ひたるものとなさざるべからざるなり。之れに由りて、之れを觀るときは、第九十八條は、暴行又は脅迫をなして逃走したるものに適用すべしといへども、追捕を免れんがために、暴行又は脅迫をなしたるものは、此の條文の正面に當らざるものと思考せらるゝなり。

されば、第九十八條の罪を犯し、公務員に傷害を與へたるものは如何なる責罰を受くるやと云ふに、罪を犯すの方法に至りては、法律に明文あるにあざれば、之れを以て、特別の罪となして、之れを科することを得ざる、普通の理なり。故に、第九十八條によりて罰することを得ずと論するものあり。然れども其の當を得たる見解と云ふべからず、請ふ其の理由を左に述べん。

凡そ犯罪の方法たる行爲中に於いて、罪の本體に密着して相離るべからざるものと、否らざるものとの二者なり、罪の本體に密着して相離るべからざるものは、別罪として之れを罰することを得ずといへども、否らざるものは、法律上特に其の明文なきものといへども、これを罰することを得るや、勿論なり。今第九十八條を案するに、暴行若くは脅迫をなし云々とあり。此の暴行の中には、傷害の罪となるべきものと否らざるものとの二者ありて、假令之れを傷害せずといへども、他に暴行をなしたるときは、既に此の條の罪を構成するものなれば、傷害を以て、其の罪の本體に密着して相離るべからざるものとなすことを得ざるものなり。故に、此の場合に於いては、傷害の罪の重きに照して處斷すべきものなりと思考せらるゝなり。

### 三一 被拘禁者奪取の罪

法令に因りて、拘禁せられたる者を奪取したるものは、三月以上五年以下の懲役に處すべきものと規定せられたり。茲に奪取とあるが如何なることをなして奪ひ取るやと云ふに、凡そ囚人は、外援助なきときに於いては、容易に逃走をなすことを得ざるものなり。然るに之れを奪取したるものは、其の罪もとより輕からざるものなるを以て、斯く

のごとく規定せられたり。

然らば、奪取の方法如何と云ふに、是は、其方法のごときは、種々様々なるものなれば、茲に逐一之れを例證することを得ずといへども、暴行又は脅迫を用ひざることは、自から明かなり。何となれば、暴行又は脅迫を用ひるものは、次條に規定せられたるものなればなり。

### 三二 二人通謀して逃走したる場合

凡そ囚人は、すべての自由を束縛せられたるものにして、助もすれば、獄舎より逃走せんとするがごとき、屢々之れあるところなり。然れども、一人にて逃走を企つると、二人にて逃走を圖るとは、二人の方は、理に於いて將た實際上に於いてすべてに便利なるものなれば、之れに科するに、普通逃走したる罪よりも重く規定せられたるものなり。茲に通謀とあるは、其の方法手段の如何を問はず、互に之れが方法を協議し、ともに相謀りて行ふものなれば、逃走するに容易なるものあればなり。

### 三三 看守又は護送者が被拘禁者を逃走せしむる罪

法令によりて拘禁せられたるものを看守し又は護送する者、被拘禁者を逃走せしむるは、其の職務を怠りたるものにして、之れがために其の罪を免るゝこと能はざるべし。是れ刑法第一百一條に規定せられたるところのものなり。されば、被拘禁者にして、看守又は護送者の怠れるに乗じて、突然逃走したるを氣付かざるごときは、是れ亦本條に依りて、處罰すべきや、如何と云ふに、是は、本條に依ることを得ざるべし。何となれば、本條には、逃走せしめたるごあり。之れに由りて之れを觀れば、故意に逃走せしめたるものなり。故に其の刑のごときも亦一年以上、十年以下として、重く科することゝなしたり、

## 第七章 犯人藏匿及び證憑湮滅の罪

### 三四 犯人藏匿の罪

罰金以上の刑に該る犯罪者を藏匿し、又は之れを隠避せしめたるものは、皮相上に於い

ては、共犯たるがごとし。故に、或る海外の國にては、往々之れを共犯として罰するものなきにあらざといへども、共犯は、犯罪前又は犯罪中、其の事に加功するに依りて、成れるものなるを以て、犯罪後に於いては、之れに加功せんとすといへども、事、既往に屬するを以て、従つて共犯を形勢すること決して之れあらず。故に、我が刑法に於いては、犯罪者を藏匿又は隠避せしめたるもの、罪を以て、別種のものとし、凡そ官に於いては、公安を維持せんがために、犯罪者と思料すべきものを糾治し、果して罪あるものなるときは、之れを其の罪に適する刑を言渡し、以て其の刑を執行するの權あるものなり。故に、苟も人民たるものは、いづれも皆此の權を遵奉し、決して之れが妨害をなすべからざるなり。然るに罰金以上の刑に該る罪を犯したるものを藏匿又は隠避せしめたるもの、ときは、其の公權を蔑如し、治安を妨害すること、決して少なしと云ふべからず。是れ藏匿又は隠避せしめたるもの、罪として、其の刑を規定せられたる所以のものと云ふべし。

第三百三條 罰金以上の刑に該る罪を犯したる者又は拘禁中逃走したる者を藏匿し又は隠避せしめたる者は二年以下の懲役又は二百圓以下の罰金に處す

第三百四條 他人の刑事被告事件に關する證據を湮滅し又は偽造、變造し若くは偽造變造の證據を使用したる者は二年以下の懲役又は二百圓以下の罰金に處す

第三百五條 本章の罪は犯人又は逃走者の親族にして犯人又は逃走者の利益の爲めに犯したるときは之を罰せず

三五 犯罪者と信じて藏匿又は隠避せしめたるも無罪となるときは處分  
 刑法第三百三條に依るときは、罪を犯したるもの又は拘禁中となり。故に、最初は、犯人なりと信じて、之れを藏匿又は隠避せしめたりといへども、其の事は誤解に出で、其實無罪人となるときは、之れを罰することを得ざるものなり。然れども、是は、唯、解法上に於ける論のみ。立法上に於いては、決して斯くのごとくならざるものなり。今其の理由を左に解説せん。

抑も第百三條の罪は、公權に對する罪なり。官に於いては、罪を犯したるものなりと思料するときは、其の者を追喚して、之れが罪の有無を糾治する權を有するものなり。此の權は、公權の一部に屬するものなれば、人民たるものは、必ず之れを遵奉せざるべからず、決して之れを妨害すべからざるなり。故に其の結果、無罪に歸するものといへども、官の嫌疑を受け、官に於いて、之れを追喚するものを藏匿し、又は、隠避せしめて以て官の處分を妨害するものは、毫も不問に附するの理あるべからざるものなり。若し之れに反して、不問に付すべきものなりとするときは、實際に於いては、甚だしき不都合を生ずるに至らん。其の一例を左に掲ぐべし。

罪人を藏匿し、又は之れを隠避せしめたるが、之れがために罪人が、時効を得たる場合のごとき、藏匿者は、其の目的を達したるが爲めに、却て其の刑を免るゝの類、即ち是なり。故に、假令裁判の結果、無罪に歸するといへども、之れが藏匿罪は隠避者を罰することを得べきは勿論なり。

三六 非證となる物を湮滅したるも目的の犯罪者の無罪となれる場合

刑法第百四條に依るときは、他人の刑事被告事件に關する證憑を湮滅したるとあり。抑も刑事の證據は、民事の證據と相異なりて、豫め存するもの甚だ少なく、之れを蒐集すること難く、且つ散逸し易きものなり。故に、非證となるべきものは、人民たるものは、成るべく之れを官に差出し、若くは之れを保存して、事實發見を容易ならしめざるべからざるなり。然るに管に之れを官に出さざるのみならず、保存をなさず、罪人を免れしめんとするの意を以て、之れを隠避するものは、罪人を曲庇し、以て官の處分を妨害するものと云ふべし。豈に之れを不問に附するの理あらんや。

抑も第百四條の罪は、罪人を曲庇するの意なきによりて成立するものなり。之れに反して若し罪人を曲庇するの意なきときは、其の社會に及ぼすべき害の程度に於ては、敢て異なることなしと雖も、其の非證となるものを湮滅したるは、全然無意の行爲なれば、之れを以て、社會命令權を犯したるものとして罰することを得ざるものなり。又、人民



には、一の物を湮滅せしむるに當り、一々之れが罪證となるべきものなりや、否や、之れを取調ふるの要なきものなり。即ち斯くのごとき義務なきものといふべし。若し人民をして斯くのごとき義務を負はしめんか、其の公安を害すること、却て罪證となるべき物を湮滅するよりも、一層甚だしきものあらん。是れ社會の流通を妨げ、人の處置すべき權利を害すること、殊に罪だしきものなればなり。

本條には、他人の刑事被告事件となりて、罪人の何人なるやを知ることゝ要するや、如何をいふに、其の罪人の何人なるやを知ると否とは之れを問はざるなり。何となれば、罪人の何人なるかを知らずといへども、罪證となるべき物件なることを知りて、故らに之れを隠蔽し社會の犯人をして、其の罪科を免れしめんことを圖り、以て官署の處分を妨害するものは、公權を蔑如し、治安を害するものなれば、必ずしも之れを罰せざるべからざるものとす。

以上のごとき理由を以て、今其の一例を擧げんに、甲者ありて山野を通行す。路傍に錠

創を負ふて死したるものあるを認め、之れを負傷したるもの、何人なるかを知らずといへども、其の人の罪を免れしめんがために、其の屍體の傍に落ちたるごころの財布を隠蔽したる場合のごとき、殺人罪を犯したる人の誰なるやを知らずといへども、他人の罪を免れしめんがために、罪證となるべき物件を隠蔽したるものなれば、必ずや、これを罰せざるべからず。

若し他人の罪を免れしめんが爲めに、之れが物件を隠蔽したりといへども、其の物件たるや、罪を證明するに足らざるものなるときは、罪證となるべき物件を隠蔽したるにあらずして、罪證となすに足らざる物件を隠蔽したるものなれば、少しも其の社會に害を興へざるものなり。故に、前例に於けるごとく、之れを罰すること能はざるものなり。今其の一例を擧ぐるごときは、一個の死體の路傍に横たはれるものあり。甲者此處を通行したるに、友人乙者の紙入あるを認めしかば、之れを此處に遺棄し置くごときは、直ちに其の罪證となるものなれば、之れを隠蔽したり。然るに、其の實、乙者は、其の身體、

生命を防衛せんがために、止むことを得ずして、其の人を殺したるものにして、其の行為の罪とならざるべき又は乙者の其の人を殺したるにあらざして、乙者が、此の處を通行するに際し、誤りて其の紙入を落したるものなるときは、其の紙入たるや、決して罪證となすべきものにあらす。故に、假令甲者のこれを隠蔽したりといへども、本條の罪を構成せざるや、もとより明かなり。

以上のごとく論ずるときは、此に一の疑問の生ずることあるべし。即ち、若し隠蔽したる物件が、罪證となるべき物なるも、其の罪を免れしめんと欲する人、無罪なるものなるときは、之れを如何にすべきやと云ふことは是れなり。此の點に就いては、甲乙二説あり、先づ之れを左に掲げんに、甲者曰く、

其の目的とする所の人が、無罪なるものなるときは、之れを罰すべからざるなり。何となれば、此の場合に於いては、一の無効犯となるものなればなりと。

乙者の説に曰く、

其の目的とするところの人、假令無罪となるにもせよ、其の物件たるや、當に罪證となるべきものなれば、公益を害するの點に於いては、同一なり。故に、之れを罰せざるべからざるなりと。

本條の罪は、社會の罪人を免れしめんがために、裁判所の處分を妨害するに依りて成立するものにして、甲者を免れしめんが爲めなると、乙者を免れしめんが爲めなるとは、敢て其の罪に影響を及ぼさざるものなり。故に、右に掲げたりし乙説は、其の當を得たるものなるが如し。

抑も本條の證據湮滅には、宜しく之れが區別を設けて、之れを説かざるべからず。即ち湮滅したる物件は、罪證となるべきものなりといへども、其の罪を免れしめんと圖りたる人無罪免訴の言渡を受くる場合三つあり。即ち

第一 罪證を湮滅したるものあるが故に、無罪の言渡を受けたる場合。

第二 罪證を湮滅したるがためにあらすして、他に公訴消滅の原由あるによりて免訴

せられたる場合。

第三 其の罪を免れしめんと圖りたるに、其の目的の人は、無罪となりて、他に其の犯罪者ある場合。

右第一の場合に於いては、もとより罪證を湮滅したるものを罰せざるべからず。何となれば、罪證を湮滅せられたるが爲めに、其の罪を免れしめたるものなれば、之れが罪證を湮滅したりといへども、尙ほ其の罪を免れざりし場合に比較するときは、湮滅者の罪は、遙に重きものなればなり。或る論者は曰く、罪證を湮滅せられたるを否とを問はず、本犯者の無罪となれるものなることは、本犯者ありて後生するところの罪證湮滅者の罪のみを論ずることを得ざるなり。且つ其の湮滅したる物件の罪證となるべきものなりや、否やを確定することを得ざるべしと。然れども、罪證湮滅の罪は、本罪ありて後に生ずるものなりといへども、必ずしも相密着して離るべからざるものにわらず。其の物件たるや、罪證となるべきものにして、犯罪者を免れしめんがために、之れを湮滅したること

と既に明瞭なる以上は、本犯は爲めに其の罪を免れたりといへども、湮滅者を罰して、敢て妨げあらざるべし。又、本犯等の無罪となりしときは、其の湮滅となるべきものなりや、否やを確定することを得ざるものなりとは、一理あるに似たりといへども、是は、一の認見たるに過ぎざるべし。

第三の場合に於いては、湮滅者を罰することを得ず、何となれば、免訴すべき場合に於いては、人、其の罪證となるべき物件を湮滅したると、否とは、更に問ふところにあらざるを以てなり。

第三の場合に於いては、特定の人を免れしめんと圖りしといへども、其の人は無罪にして、他の人の有罪となるものなれば、其の罪證を湮滅したるの効果は、正に此に生じたりといへども、其の目的とするところの罪人の相異なりたるものなり。故に、罪證を湮滅するを以て、主なりとするものは、湮滅者を罰すべしといひ、人の罪を免れしむるを以て目的とするものに至れば、之れを主としたるものは、罰すべからずと云へるが

如き、いづれも其の理なきにあらず。蓋し此の場合に於いては、恰も殺人、傷害の場合に於いて、過りて人を殺し、若くは人を傷害したると同一にして、唯、其の目的たる人を異にしたるのみ、其の物件たる罪證となるべきものにして公権を蔑如し、官の處分を妨害するの効を生じたるものあれば、之れを罰する方穩當者なるべしと思はるゝなり。若し罪を免れしめんと圖りたるに、其の罪即ち湮滅者に於いて、豫て信じたりし罪と、實際の罪と全く相異なるときは、如何に處分すべきやと云ふに、其の湮滅したる物が、罪證となるべきものなるときは、湮滅者が、其の謬見を申立て、其の罪を免るゝことを得ざるものなり。例へば甲屍體の傍に、友人乙者の所有品の遺棄しあるを認めたるにより、若し其のまゝに抛擲し置くときは、殺人罪を構成するものなりと思料し、其の罪を免れしめんがために、之れを湮滅したり。然るに、其の罪たるや、殺人罪にあらずして、過失傷害の結果、人を死に致したるものなることを發見せり。此の場合に於いて、甲者の初めに信じたるところのものと、實際に於ける罪と全然相異なれりといへども、

其の罪證となるべき物件を湮滅したるの罪は、これを免るゝことを得ざるなり。何となれば、其の實、罪あるものを免れしめんが爲めに、其の罪證となるべき物件を湮滅したるに依りて、成立するものにして、湮滅者に於いて、當初信じたるところのものと、實際の罪と符合することを必要とならざるものなればなり。

三六 犯人又は逃走者の利益の爲めに犯人藏匿、證憑湮滅の罪を罰せず。

凡そ親族相互に其の悪事を隠すは、人情の常なり。故に、深く之れを咎むべきものにあらざるなり。之れに反して、若し漫に公益を害するの故を以て往々し、親族相互に隠秘するものをも、尙ほこれを寛假せざるものなるときは、或いは些少の利益は、之れあるべしといへども、其の實は、幾十倍の弊害を惹起するや、殆ど測り知るべからざるものあらん。即ち親族の情誼により、其の罪を免れしめんことを欲するときは、刑辟に觸れ、刑辟に觸れざらんことを欲すれば、親族の情誼を失ふに至るものなり。甚だしきに至りては、之れがために、親族の情誼は、全く地に墜ち、互に相仇視し、互に禍難を構へ、

百行の美譽らざるに至るべし。故に、罪を犯したる親族のものを藏匿し、又は、之れが罪證を湮滅したるものは、法律上之れを罰せざるの規定なりとす。

されば、若し親族なりと信じて、之れが犯人を藏匿し、又は證憑を湮滅したるに、其の者は、親族にあらざりし場合。又は、親族にあらざると信じたる者の罪を免れしめんがために、其の罪證となるべき物件を湮滅したるに、其の實罪人は、親族なりし場合のごときは、之れは如何と云ふに、前者の場合に於いては、所謂罪となるべき事實を知らざるものなるを以て、之れを罰することを得ざるなり。後者の場合に於いては、恰も他人の所有物なりと信じて、之れを竊取したるに、其の物は、豈に圖らざるや、自己の所有物ならんとは。此の場合に於いては、之れを罰することを得ざるものなり。或いは後者の場合に於いては、親族なることを知らずして、事を行ひたるものなれば、之れを罰すといへども、敢て其の弊なかるべしと論せらるゝ人あり。是は、實に然るなり。親族なることを知らざりし場合に於いては、之れを罰するも、敢て不可なしといふことも、親族の利益の爲めにするときは、其の罪を論せずと定めたる以上は、其の實、親族に係るときは、其の罪を論ずることを得ざるものとす。

然らば、こゝに又一の疑問の生ずるものあるべし。即ち若し親族とゞもに罪を犯したるものなるときは、其の者を藏匿又は證憑を湮滅せしめ、又は、親族と他人とゞもに犯したるもの證據物件を湮滅したる者は、之れが處分如何と云ふに、此の場合に於いては宜しく區別して論せざるべからず。若し其の藏匿、證憑湮滅の行爲が、親族のために行ひたるものなるときは、之れを罰せざることを勿論なれども、否らざるときは、之れを罰せざるべからざるものなり。今其の一例を擧ぐるときは、親族と其の共犯者たる他人と共に獄舎の扉を踰越して逃走し來たりしが、是等の囚人を同時に藏匿したるときは、之れを罰することを得ざるものなり。何となれば、其の親族にあらざるものを藏匿したるは、親族を藏匿せんがために行ひたるものにして、若し親族のみを藏匿するに於いては、他の共犯人が、直ちに捕に就き、事發覺して其の効を全くすることを能はざるものなれば、

ばなり。然れども、親族ともに、罪を犯したるもの、獨り逃走し來たれり。依りて之れを藏匿したる場合のときは、之れを不問に付すべからざるなり。又其の一例を擧ぐれば、親族の罪を免れしめんことを圖り、其の共犯者の犯所に遺失したる物を湮滅したる場合のときは、之れを罰することを得ずといへども、其の共犯者中に於いて、親族の加はりあることを知らずして他人の證憑となるべき物を湮滅したる場合のときは、之れを不問に付することを得ざるべし。何となれば、一は、親族の罪を免れしめんがために、之れを以て、主となしたるものなればなり。

若し親族なることを知らずして、其の證憑となるべき物を湮滅したるも、其の實、罪を犯したるものは、親族なるときは、之れを罰せずとするときは、親族の共犯者たることを知らずして、其の證憑となるべきものを湮滅したりといへども、若し其の實、親族の共犯者たるときは、之れを不問に付せざるべからざるにあらざるを論せらるゝものあり。然れども、彼此、皮相上に於いては、其の理論を同じうするがごとしといへども、深く

其の性質を探究するときは、其の實は、全く相異なるを知るに足るべし。今左に其の如何を論せんとする。

親族なることを知らずして、其の證憑となるべき物を湮滅したる場合に於いては、前に開説したりしがごとく、必ずしも之れを不問に付せざるべからざるなり。是れ明らかに犯人の親族に係るときは、其の罪を論せざるの精神たることは、法の示すところなればなりとす。然れども、親族ともに、罪を犯したるもの、證憑となるべき物を湮滅したるものを以て、不問に付すべきと、否とは、法に其の明文なきものなれば、唯、道理に基きて、親族の罪を免れしめんがために爲したるものは、之れを不問に付すべしと云ふにあり。故に其の親族のために行ひたるときにあらざれば、之れを不問に付すべからざることを勿論なり。

之れを要するに第一の場合に於いては、藏匿又は證憑湮滅者を罰せざるを以て、其の本則となし、第二の場合に於いては、之れを罰するを以て正則となすものなれば、彼此

全く之れが地位を異にするものと云ふべし。

## 第八章 騒擾の罪

### 三七 騒擾の罪

此の罪は、直接に公益を害するものにして、其の性質たるや、内亂に近きものありといへども、其の目的たるや、政府を顛覆し、邦土を僭竊し、又は、朝憲を紊亂するにあらざりて、唯、公權の一部を蔑如し、人民の平和、社會の秩序を擾亂するものなり。故に、其の害の波及するところ、國事犯に於けるがごとく大なるものなるにあらず。従つて其の罪も亦輕きものとせり。

第三百六條 多數衆合して暴行又は脅迫をなしたる者は騒擾の罪と爲し左の區別に従て處断す。

一 首魁は一年以上十年以下の懲役又は禁錮に處す

二 他人を指揮し又は他人に率先して勢を助けたる者は六月以上七年以下の懲役又は禁錮に處す

三 附和隨行したる者は五十圓以下の罰金に處す

第三百七條 暴行又は脅迫を爲す爲め多數衆合し當該公職員より解散の命令を受くること三回以上に及ぶも仍ほ解散せざるときは首魁は三年以下の懲役又は禁錮に處し其他の者は五十圓以下の罰金に處す

### 三八 多數衆合

多數衆合とは、二人以上なること、既に明白なりといへども、其の幾人を以て、果して多數衆合の罪となすべしや、是は、裁判官の判定に任ずるものなること勿論にして、これに之れを斷定すること能はざるなり。

### 三九 騒擾の罪の要件

第三百六條に依るときは、多數衆合して、暴行又は脅迫を爲したるものとせば、多數の

衆合せること、暴行又は脅迫をなせること、是れなり。されば、此の暴行又は脅迫は、何人に回つて之れを爲したるものなりや、是は、公務所に迫ると、將た個人に迫るとに拘はらず、暴行をなし、或いは脅迫したる場合のごとき、即ち是れなり。然らば、假令多數の衆合することありといへども、其の行動たるや、共同一致するにあらざる限りは、多數衆合の罪を以て論すべからず。若し各自個々獨立して、暴行をなし、又は、脅迫をなすといへども、是れ唯、單獨の行爲に過ぎざるものなれば、第六六條の正面に當らざるものと云ふべし。

されば、騷擾の罪の目的たるや、朝憲を紊亂するにあれば、國事犯となるものにして、騷擾の罪とならず。

四〇 他人を指揮し又は他人を率先して勢を助けたる者

多衆衆合の罪を犯せるごとき、群衆の指揮をなし、又は、群衆に率先して、群衆の勢を助けたるものごときを云ふ。是等は、首魁に比ぶれば、其の罪は、甚だ輕きものなる

を以て、六月以上、七年以下の懲役又は禁錮に處すべしと規定せられたり。

四一 附和隨行する者

多衆衆合して騷擾をなしたるとき、之れに附和隨行したるものごときは、單に騷擾をなすの意思なきものにして、唯、無意味に騒がしたるもの、罪なれば、極めて輕きこと勿論なり。然れども、假令其の罪の輕微なるにもせよ、其の騷擾に加はりたるものなれば、之れを不問に付すべからざるなり。故に、五十圓以下の罰金に處すべしと規定せられたるものなり。

四二 暴行脅迫の目的にて多衆衆合し當該公務員より解散を命せらるゝ場合

暴行者は騷擾を以て、一の目的となし、多數の人々が相衆合したるに、當該公務員よりして三回、解散を命せらるゝことあるも、尙ほ解散せざるものゝ類を云ふ。茲は當該公務員であるは、警察官吏のごときものを云へり。故に、假令収税吏等より解散を命せらるゝごときも、解散せざるも罪とならず。是れ其の職權にあらざれば、當該公務員は、



其の解散をなすべきの職權を有するものならざるべからざるなり。若し其の職權なるものなるときは、之れが解散を命ずるの權なきものなればなり。

### 第九章 放火及び失火の罪

#### 四三 放火と失火

放火とは、故意を以て、家屋物件を燒燬するを云い、失火とは、疎虞懈怠に依りて、家屋物件を燒燬するを云ふ

#### 四四 放火、失火の罪

第八條 火を放て現に人の住居に使用し又は人の現在する建造物、汽車、電車、船若しくは鐵坑を燒燬したる者は死刑、無期又は五年以上の懲役に處す

第九條 火を放て現に人の住居に使用せず又は人の現在せざる建造物、船若しくは鐵坑を燒燬したる者は二年以上の有期懲役に處す

す

前項の物自己の所有に係るときは六月以上七年以下の懲役に處す但公共の危險を生ぜるときは之を罰せず

第十條 火を放て前二條に記載したる以外の物を燒燬し因て公共の危險を生ぜしめたる者は一年以上十年以下の懲役に處す

前項の物自己の所有に係るときは一年以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

第十一條 第九條第二項又は前條第二項の罪を犯し因て第八條又は第九條第一項に記載したる物に延焼したるときは三年以下の懲役に處す

第十二條 第八條及び第九條第一項の未遂罪は之を罰す

第十三條 第八條又は第九條第一項の罪を犯す目的を以て其豫備をなしたる者は二年以下の懲役に處す但情狀に因りて其刑を免す

第十四條 火災の際鐵火用の物を隠匿又は損壞し若しくは其他の方法を以て鐵火を妨

害したる者は一年以上十年以下の懲役に處す

第百十五條 第百九條第二項及び第百十條第一項に記載したる物自己の所有に係ると雖も差押を受け、物權を負擔し又は賃貸し若しくは保險に付したる物を燒燬したるときは他人の物を燒燬したる例に同じ

第百十六條 火を失して第百八條に記載したる物又は他人の所有に係る第百九條に記載したる物を燒燬したる者は三百圓以下の罰金に處す

火を失して自己の所有に係る第百九條に記載したる物又は第百十條に記載したる物を燒燬し因て公共の危險を生せしめたる者亦同じ

第百十七條 火藥、汽罐其他激發す可き物を破裂せしめて第百八條に記載したる物又は他人の所有に係る第百九條に記載したる物を損壞したる者は放火の例に同じ自己の所有に係る第百九條に記載したる物又は第百十條に記載したる物を損壞し因て公共の危險を生せしめたる者亦同じ

前項の行爲過失に出でたるときは失火の例に同じ

第百十八條 瓦斯、電燈又は蒸氣を漏出若しくは流出せしめ又は之を遮斷し因て人の生命、身體又は財産に危險を生せしめたる者は三年以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

瓦斯、電燈又は蒸氣を漏出若しくは流出せしめ又は之を遮斷し因て人を死傷に致したる者は傷害の罪に比較し重きに從つて處斷す

四五 火を放て人の住居又は人の現在する物を燒燬したる罪

此の罪は、第百八條に規定せられたるところのものにして、此の罪を構成するには、三個の要件を必要とす即ち左のごとし。

第一 現に人の住居又は人の現在する物なること。

放火の罪は、其の燒燬するところの物件の種類によりて、輕重の別あり。第百八條に依れば、火を放つて人の住居に使用し、又は人の現在する建造物、汽車、電車、艦船

若くは鑿坑を燒燬したる者とあり。故に、此の罪を構成するには、必ず、其の現に人の住居に使用し又は人の現在する物ならざるべからず。

現に人の住居に使用し云々とは、人の住居に用ひ居れる建造物と云ふ義なり。今、此の點に就きて、聊か疑義を解すべき必要あれば、左に其の一斑を述べんに、或る論者の曰く、現に人の住居に使用することは、現在人の住み居れる家屋及び現在人の住居に用ゆる家屋なり。故に、現に火を放ちたるるとき、偶々其の家屋の住人が他出して在らざるも、等しく人の現に住居に使用し居れるものと云ふべし。故に、人の住居する所の家屋は、時に偶々其の住人の他出して家に在らざるも、尙ほこれを以て、人の住居したる家屋とす。然れども現に人の住居し、又は、現に人の住居に使用する家屋ならざるときは、假令人の住居に供すべき家屋なりといへども、第百八條の正面に當らざるものなり。夫の神社、佛閣其の他諸般の集會、職工場、劇場若くは各種の工業場のごとき、或ひは唯晝間のみ人のあるあり、或ひは夜間のみ人の在るあり、或ひは一定時

人の群集することありと雖も、平常、人の住居に使用すべき建造物にあらざるときは、現に其の人の在ると、其の人無きとに分ちて、現に人の在るときに限りて、放火したるものは、此の條によりて罰せらるべしといへども、否らざるときは、次條によりて罰せらるべしなり。現に人の住居に使用する建造物に放火したるときは、人の身體、生命に危害を生ずるの恐れあるがゆゑに、本條によりて處斷せらるるものなりと。以上の説は、立法上よりするときは、其の然るを知る。然れども、解法上よりするときは、恐らくは右のごとく云ふことを得ざるべしものならん。何となれば、單に人の在ると、人の住居に使用することは、自から相異ならざるを得ず。然れども、本條には人の住居に使用し、又は人の現在する建造物とあるを以て、是は、或る論者のごとく解するも可なり。

第二 本條の罪は、現に人の住居に使用し又は人の現在する建造物、汽車、電車、艦船若くは鑿坑を燒燬せらるるべからざること。

燒燬するとは、燒くことなりといへども、其の火勢は、如何なる程度に達するを要するやと云ふに、建造物の全體を燒燬したるときは、言ふまでもなかるべしと云へども、若し否らずして、庇、門扉、物置等のごとき、建造物の僅に一部分を燒燬したるものも亦、本條に依りて處斷せらるゝやと云ふに、之れを要するに、事實裁判官の判定に一任せざるべからず。何となれば、實際問題なればなり。故に、放火にして其の結果を生じたるときは、其の多少に拘はらず、之れを燒燬したるものとなすも、何の不可か之れあらんや。

或る論者の説に従へば、火勢の屋上に燃り上りたる時を以て、燒燬なりとせり。是れ火勢の屋上に燃り上らざるときは、火災となさざるなりこの慣習に依れるものならんか。今此の燒燬の字義を按ずるに、燒は、焚なり、又は、焚壞なり。之れに由りて、之れを觀れば、其の目的とするところの建造物を焚壞したるときは、始めて之れを燒燬したるものといふべし。故に、假令其の建造物の未だ全く燒き盡るゝるも、建造物

たるの用をなすこと能はざるに至りしときは、之れを以て燒燬となすこと穩當の説なるべしと思はるゝなり。されば、是等の點に就きては、實際の模様如何によりて、豫め之れを一定すること、もとより不可能に屬す。

第三 放火罪には、必ず故意あることを要す。

放火の罪には、必ず故意あることを要するなり。故に、此の點に就きては、敢て論ずべきものなきがごとしと雖も、故意とは、單に徒らに火を放つのみによりて成れるものなるか、將た、之れを燒燬するの意あるを要するか、先づ此の點につきて論せざるべからざるなり。

凡そ放火の罪は、常に故意を以て、火を放ちたるを要するのみならず。亦其の目的とするところの建造物其他の物を燒燬するの意あるを以て必要とすべし。左に其の一例を擧げて論せん。

現に人の住居せる建造物に接近したる物置に火を放ちしが、其の火延燒して、其の建

造物をも焼燬したり。此の場合に於いて、若し犯人が、故らに火を放ちたるのみにて既に罪を構造するに充分なるものなりとせば、其の故に物置に火を放ちたるの事實を認むれば、直ちに第百八條によりて、之れを罰することを得べし。然れども、若し其の目的とするところの建造物等も焼燬するの意思あるを以て、必要缺くべからざるものなりとするときは、尙ほ進んで、人の現に住居に使用しつゝある建造物を焼燬するの意ありしか、將た、物置を焼燬するの意ありしに止まれるが、先づ之れが如何を決せざるべからず。今第百八條の精神を按ずるに、火を放て現に人の住居に使用し、又は人の現在する建造物云々とあり。故に、現に人の住居に使用し、又は人の現在する建造物ならざるべからず。

若し放火して、或る建造物を焼燬したるに、犯罪者に於いては、其の現に人の住居するものなることを知らざりしときは、如何と云ふに、現に人の住居する建造物を焼燬するや、犯罪者に於いては、其の人の住居するものたることを知らざることは、實際上に於いては、殆ど稀なるべし。然れども、もとより絶無とは斷言すること能はざるべし。例へば晝間のみ人の群集するも、夜間人なきの建造物に向つて、夜間放火したる場合のごとき、即ち是れなり。斯くのごとき場合に於いては、第百九條に依りて處斷することを得るも、第百八條に依ること能はざるものなるが如し。

四六 現に人の住居に使用せず又人の現在せざる建造物に放火して焼燬したる罪  
人の現に住居に使用し、又は、人の現在する建造物等に放火して、之れを焼燬したるものは、動もすれば、人を焼殺するを以て、死刑無期又は五年以上の懲役に處せらるゝといへども、人の住居に使用せず、又は、人の現在せざる建造物に放火して焼燬したるときは、其の罪は、前者よりも輕し。是れ或いは間接に人の生命を危くすることあるべしといへども、其の因りて生ずるところの直接の損害は、獨り財産上に止まるものなれば、之れを死刑に處せざるなり。然れども、放火して其の火勢の熾なるに至るときは、貴重なる不動産を烏有に屬せしむるのみならず、我が國のごとき往々數百戸を延焼すること

あり、公衆をして畏怖の念を懐かしむる、特に甚だしきものなり。然れども、僅に數戸に止まるもあれば、第百九條は、之れが刑を規定して、二年以上の有期懲役に處すとせり。

抑も第百九條の罪も亦、第百八條の罪と同じく三個の要件を必要とするものにして、其の要件たるや、前既に解説したるものと異ならずといへども、少しく相異なる點あれば、之れに就きて、聊か左に述べん。

凡そ現に人の住居に使用せざる建造物等のごときは、前既に解説したる裏面に於いて、これを知了することを得れば、茲に之れを毀せざるが、若し是等の建造物等にして、自己の所有に係るときは、六月以上、七年以下の懲役に處せらるゝこと是れなり。若し其の場合に於いて、公衆の危険を生ぜざるものなるときは、之れを罰せざるものとせり。抑も自己の所有物に放火するや、單に自己の所有物のみ燒燬する場合なきにあらずといへども、多くは延焼するを免れず。若し此の場合に於いて、他に延焼せざるときは、其

の罪軽く、且刑期も亦從つて短かるべし。尙ほ公衆の危険をも生ぜざるものなるときは、其の害の及ぶところ、唯、自己の損害のみに止まるものなるを以て、之れを罰せざること、規定せられたるものなり。夫れ以上解説したるがごとく、人の現住すると現在すると、將た現住又は現在せざることによりて、放火の罪は、其の刑に輕重の別あり。然るに本邦に於いて、火災の多き、概ね放火に出づるもの多し。然るに犯罪者の狡猾なる、人の住居せる建造物を燒かんとし、先づ空屋若くは自家を燒き、以て刑の輕きを圖るものなしとせず。是等のものは、第百九條によりて處斷するや、將た其の目的よりして、第百八條によりて罰するやと云ふに、凡そ斯くのごときは、其の放火の目的は、人の現に住居する建造物を燒燬せんとするにあるものなれば、其の意のみを以て云ふときは、第百八條の罪と相異なることなし。然れども凡そ立法者の法を制定して、罪の輕重を定むるや、獨り犯罪者の意のみに偏倚すべからざるものなり。而して又唯、其の害の多少にも依ることを得ざるものなり。

殊に放火のごときものに至りては、其の害の結果、即ち延焼の多少を以て、罪の輕重を定むべきものにあらざることは、識者を俟たずして知るべし。故に、放火の輕重を定むるには、其の結果に依らずして、専ら其の危険の大小によりて、之れを定むること肝要なるべし。故に、其の危険の大小は、其の放火の行爲を施すところの物に就きて、之れを定むるの外、之れなかるべきか。

右のごとくなれば、人の住居せざる建造物に放火したるときは、假令人の住居する家屋の之れが爲めに延焼することあるも、直ちに之れを以て、第百八條の罪を犯したるものと爲すことを得ざるものなり。然れども、人の住居したる建造物を燒燬せんがために、人の住居せざる建造物に放火したるものも、亦第百八條によりて罰することを得ずるときは、恐らくは甚だしき謬見ならん。何となれば、斯くのごとき場合に於いて、人の住居せざる建造物に放火したるは、是れ人の現に住居に使用せる建造物を燒燬するの手段に過ぎずして、恰も人の現に住居に使用せる建造物を燒燬せんが爲めに、其の傍

に堆積したる柴草に放火したると異なることなし。若し第百八條に依りて、罰すべからざるものとするときは、人の現に住居に使用せる建造物を燒燬せんが爲めに、其の建造物の傍にある所の柴草に放火したるも、第百九條によりて輕き刑に處せざるべからず。豈に斯くのごとき理あらんや。夫れ然り、然りとはいへども第百十一條に依れば、敢て茲に論ずるまでもなかるべしと云ふものあれども、此の條文に依るときは、自己の所有に係るものに放火し、延いて第百八條、第百九條第一項に記載したるものに延焼したる場合の規定なれば、之れに依りて、處斷すること能はざるは、言ふまでもなかるべし。

四七 放火して人の住居すると否とに拘はらず建造物、汽車、電車、艦船、鐵坑以外の物を燒燬する罪

此の罪 構成するには、放火したること、燒燬したること及び公共の危険を生せしめたることの三者を具備せざるべからず、若し其の一を缺くときは、此の罪は、成立せざるものなり。此の罪に對する刑は、一年以上、十年以下の懲役に處せらるべしといへども、

若し此の燒燬したるものが、自己の所有に係るときは、其の害たるや、甚だしからざるものなれば、一年以下の懲役又は百圓以下の罰金に處せらるゝものなり。

四八 賃貸、質入等の名義を以て他人の住居する建造物を燒燬したる罪

自己の所有に係る建造物といへども、賃貸をなし、人は、物權を設定したるときは、自己の所有にして所有にあらざるがときもなれば、之れを燒燬したるものによりては、他人の物を燒燬したると、同一の刑に處せらるゝものなり。

四九 戸主現に其の住居の建造物を燒燬したるときの處分

第百八條にある、人と云へる語は、自己に對しての語なり。故に戸主が、現に其の住居するところの建造物を燒燬したるときは、第百八條に照して處斷せざるべからざるものとす。何となれば、己れ之れに住居すといへども。火を放つものは自己なるを以て、之れがために人の身體、生命を危くするの恐れあらざるものなればなり。然れども、若し親族、雇人等が、之に住居するときは、即ち第百八條に依りて處斷せざるべからざるも

のなり。是れ此の場合に於いては、自から害を被むるに止まらず、親族、雇人等のごとき身體、生命を危殆ならしむるの恐あるものなればなり。然れども、若し戸主に於いて、其の家に住居するものを他出せしめ、又は、其の他出するを待ちて、之れを燒燬したるときは、第百八條によりて處斷することを得ざるべし。何となれば、危くすべきの身體生命あらざればなり。

五〇 火災保險に付したる建造物を燒燬したる罪

火災保險に附したるところの建造物を燒燬して、其の金額を受領せんとするは、通常自己の建造物を燒燬するもの、比にあらざるなり。然れども、保險會社より保險金を受取らんがために、建造物を燒燬するは、一の詐欺取財の手段にして、保險會社より其の金額を騙取せざるものなるときは、保險會社に損害を加へたりと云ふべからず。故に、此の點につきましては、嚴罰するに及ばざるものなり。

されば、若し保險會社に於いて、當時其の放火たることを知らずして、保險金を渡した



るときは、後其の事の假令發覺することありとするも、其の害を回復すること能はざるべし。斯くのごとき大害を興へたるものを罰するに通常の詐欺の刑を以てするも足れりどせず。故に、火災の保険に附したる建造物も亦他人の所有に係るものを以て論ずることとなしたるなり。

五一 放火者所有者の従犯なりし場合

凡そ従犯は、自から手を下すものにあらず、唯、豫備の行爲を以て、正犯の補助をなすに過ぎざるものなり。故に、もとより正犯と同一視して罰すべからざるものなれば、減刑せらるゝこと勿論なり。

五二 他人が所有主を教唆して放火せしめたる場合

他人が、所有主を強制して放火せしめ、又は他人の教唆を受けたところの所有主が、未成年者にして、全く他人の器械たるに過ぎざるものなるときは、之れを如何に處分すべしやと云ふに、此の場合に於いては、所有主は一の器械たるに過ぎざるものにして、

即ち他人が、自から火を放ちたるに同じきものなれば、人の建造物を焼燬したるものと見て、之れを罰すべし。

五三 他人が所有主を教唆し又は所有主が、他人を教唆して放火せしめたる場合

斯くのごとき場合は、實際上に於いて、殆ど有り得べからざるものなり。然れども、或ひは絶無とも云ひ難きものなり。所有主が、他人を教唆したるときは、何れも自己の建造物を焼燬したるものを以て、之れを論ずべしとは、「フョースタン、エリー」氏が、刑法原論に於いて解説したるところなりといへども、之れが反對の場合に就きては、更に論せず。或る論者は、稍、酷に失するがごとしといへども、一般の道理に基きて、他人の教唆者たると、所有主の教唆者たるとに論なく、所有者は、第百九條によりて罰し、他人は、人の建造物を焼燬したるを以て論すべしと説けり。

右の説たるや、一應道理あるに似たりといへども、總て第百九條に依りて、之れを處断するに如かずと思料せらるゝなり。何となれば所有主が、他人を教唆して、放火せしめ

たるときは、之れがために其の罪の性質を變ずるの理なきは勿論、他人、所有主を教唆したるは、早れ所有主をして、自己の建造物に放火せしむることを教唆したるものにして、之れがために其の罪の性質を變ずべきの理あらざるものなればなり。

五四 所有者他人と共に放火したる場合

此の場合に於いて 前論者の説に依るときは、所有者と他人とは、其の刑を異にせざるべからずと説けり。然れども、深く之れを講究するときには、他人の放火したるは、一に所有者の意思に出でたるを、否との區別をなし、所有者の意思に出でたるものなるときは、第九九條に依りて處斷し、他人が、特立して行ひたるものなるときは、唯、他人のみが、人の建造物を燒燬したるものを以て、之れを論せざるべからず。何となれば、第一の場合に於いては、他人が、所有者の自己の建造物を燒燬したるものにして、所有者の之れに加功したるがごときものなればなり。

五五 放火犯の豫備を罰する所以

凡そ建造物、艦船、鑛坑のごときは、人の住居若くは現在するものにして、且つ重要な財物なりとす。故に、之れに放火するがごときは、重大なる犯罪にして、其の豫備の行爲を罰し、之れが危害を未然に防遏すること、最も必要なるを以てなり。

五六 失火の罪

失火の罪は、放火に比すれば、もとより霄壤の差あり。失火は、無意犯なり。然れども、其危害の及ぶところ實に莫大なるのみならず、慘鼻に堪へざるものなれば、三百圓以下の罪金に處すべしと規定せられたるものなりとす。

若し火を失して、自己の所有に係れるものにして、現に人の住居に使用し、又は、人の現在する建造物、汽車、電車、艦船又は鑛坑を燒燬するか、又は、現に人の住居に使用せず。又は人の現在せざる建造物、艦船若くは鑛坑を燒燬し、之れがために公共の危険を生せしめたるものに至ては、假令財産上の損害は、莫大なるものとするも、もと自己の所有物なれば、其の罪たるや、是亦三百圓以下の罰金に處せらるゝなり。

五七 放火、失火に準ずべき罪

刑法第十七條に依れば、火藥、汽罐其の他激發すべき物を破裂せしめて、現に人の住居に使用し、又は、人の現在する建造物、汽車、電車、艦船若くは鑛坑又は他人の所有に係れる現に人の住居に使用せず、又は、人の現在せざる建造物、艦船若くは鑛坑にして、他人の所有に係れる物を損壞したる者は、放火の例に同じ。又、自己の所有に係れる前記の物を損壞し、之れがために公共の危険を生せしめたるもの亦相同じ。然れども、以上の行爲にして、全く過失に出でたるものなるときは、失火の例に準じて罰せらるるものなり。凡そ放火の方法、失火の原因、其の如何にあらんとを問はずといへども、火藥、汽罐其の他激發すべき物品は、其の性質たるや、最も危険にして、其の破裂するや、管に建造物等の類を燒燬するのみならず、動もすれば、多數の人命を傷害することなしといふべからざれば、斯くのごとく規定せられたるものならん。

等十章 溢水及び水利に関する罪

五八 溢水及び水利に関する罪

溢水とは、例へば堤防を決潰し、又は水閘を損壞する等を云ひ、水利に関するとは、例へば田畑の灌漑上に於ける水路等に関するを云ふ。凡そ是等につきて、其の害の及ぶところ、或ひは人の住居せる建造物を漂流せしめ、或ひは田畑、鑛坑、又は牧場等を荒廢せしめ、甚だしきに至りては、人畜を死傷せしむる等、實に寒心に堪へざるものなれば、是等に對しては、本章に規定するところの各條に依りて處罰せらるることなれり。先づ其の條文を列記せん。

第一百九條 溢水せしめて現に人の住居に使用し又は人の現在する建造物、汽車、電車若くは鑛坑を浸害したる者は死刑又は無期若くは三年以上の懲役に處す

第二百二十條 溢水せしめて前條に記載したる以外の物を浸害し因て公共の危険を生

せしめたる者は一年以上十年以下の懲役に處す

浸害したる物自己の所有に係るときは差押を受け、物權を負擔し又は貸貸し若しくは保險に付したる場合に限り前項の例に依る

第二百一十一條 水害の際防水用の物を隠匿又は損壊し若しくは其他の方法を以て水防を妨害したる者は一年以上十年以下の懲役に處す

第二百二十二條 過失に因り溢水せしめて第十九條に記載したる物を浸害したる者又は第二百十條に記載したる物を浸害し因て公共の危険を生せしめたる者は三百圓以下の下罰金に處す

第二百二十三條 堤防を決潰し、水閘を破壊し其他水利の妨害と爲る可き行爲又は溢水せしむ可き行爲を爲したる者は二年以下の懲役若しくは禁錮又は二百圓以下の罰金に處す

五九 溢水の罪に死刑を科する所以

凡そ溢水の罪たるや、其の害の及ぶところ、決して小なるものにあらずることなるべし。現に人の住居に使用しつゝある所へ溢水せしむるときは、其の區域の如何によりては、或いは甚だしく人命を損傷することあるべし。又、人の現在する建造物、汽車、電車若しくは鑛坑のときき場所に溢水せしむるときは、其の害果して如何ぞや、實に想像に難からざるものなるべし。是等の行爲は、敢て放火の罪に於けると異なることなきものなれば、其の害の激甚なるものに就きては、宜しく死刑に處せざるべからず。是れ即ち死刑を設けたる所以なり

六〇 現に人の住居に使用し又は人の現在する建造物、汽車、電車、鑛坑以外の物に溢水せしめたる罪

此の罪は、第二百十條によりて處断せらるゝものなり。然れども、此の罪を構成するに於ては、溢水せしめて浸害したること、公共の危険を生せしめたることの二要件なかるべからず。假令溢水せしめたりといへども、公共の危険を生せしめざることは、本條により

て罰することを得ず。即ち此の場合に於いては、第二百二十三條によりて處罰せらるゝものなり。若し浸害したるところの物件が、自己の所有に係れるときは、敢て其の罪を問ふところにあらずといへども、若し其の物が、差押を受くるか、物權を負擔するか、又は、賃貸するか、若くは保険に付したる場合に限りて、一年以上十年以下の懲役に處せらるゝものとす。凡そ是等のごとき物は、假令自己の所有なりといへども、而も自己が自由に處分する權利なきものなれば、殆ど人の物に於けると異なるどころなきが如くなるものなれば、斯くのごとき規定を設けられたるなり。

六一 過失溢水の罪

過失に依り、溢水せしめて、現に人の住居に使用し、又は、人の現在する建造物、汽車、電車若くは鐵坑を浸害したる者、又は右等のごとき以外の物を浸害し、之れが爲めに、公共の危険を生せしめたるもの、及び其の浸害したる物が、自己の所有に係るときは、差押を受け、物權を負擔し、又は賃貸し、若くは保険に付したる場合に限りて處罰せら

るものなり。

第十一章 往來を妨害する罪

六二 往來を妨害する罪

第二百二十四條 陸路、水路又は橋、梁を損壞又は壅塞して往來の妨害を生せしめたる者は二年以下の懲役又は二百圓以下の罰金に處す

前項の罪を犯し因て人を死傷に致したる者は傷害の罪に比較し重きに從て處斷す

六三 鐵道、標識の損壞、汽車、電車の往來妨害の罪

第二百二十五條 鐵道又は其標識を損壞し又は其他の方法を以て汽車又は電車の往來の危険を生せしめたる者は一年以上の有期懲役に處す

六四 燈臺、浮標の損壞、艦船往來の危険を生せしめたる罪

第二百六十五條第二項 燈臺又は浮標を損壞し又は其他の方法を以て艦船の往來の危

險を生せしめたる者亦同じ

二百三十八

之れによりて之れを觀れば、同條第一項によりて處罰せらるゝものなるを以て二年以上の有期懲役に處せらるゝものなり。

六五 汽車、電車の顛覆、破壊、艦船の覆没破壊の罪

第二百二十六條 人の現在する汽車又は電車を覆没又は損壞したる者は無期又は三年以上の懲役に處す

人の現在する艦船を覆没又は破壊したる者亦同じ

前二項の罪を犯し因て人を死に致したる者は死刑又は無期懲役に處す

六六 汽車、電車の顛覆、破壊、艦船の覆没又は破壊したる者の罪

鐵道又は其の標識を損壞し又は其の他の方法を以て、汽車又は電車の往來の危険を生せしめたる者。燈臺又は浮標を損壞し、又は、其の他の方法を以て、艦船の往來の危険を生せしめ、之れに依りて、汽車又は電車の覆没。若しくは破壊又は艦船の覆没若しくは破壊

を致したる者は、三年以上の懲役に處す。若し此の場合に於いて、人を死に致したるときは、死刑又は無期懲役に處す。

第二百二十七條 第二百二十五條の罪を犯し因て汽車又は電車の顛覆若しくは破壊又は艦船の覆没若しくは破壊を致したる者亦前條の例に同じ

六七 過失に因りて往來を妨害する罪

第二百二十九條 過失に因り汽車、電車又は艦船の往來の危険を生せしめ又は汽車、電車の顛覆若しくは破壊又は艦船の覆没若しくは破壊を致したる者は五百圓以下の罰金に處す

其業務に従事する者前項の罪を犯したるときは三年以下の禁錮又は千圓以下の罰金に處す

## 第十一章 住居を侵す罪

二百三十九

六八 住居を侵す罪

人の住居の場所は、恰も城廓のごとく、他人が、故なく之れを侵すべからざるものなり。此の原則たるや、海外諸國に於いて、既に認められたるところのものなり。抑も住居を侵す罪は、家宅不侵の原則に因りて、之れが制裁を附するのみならず、一の豫防處分なり。既に侵すべからざるの住居を侵すは、必ずや、善事にあらざるべし。多くは殺人、傷害、盜偷、猥褻、姦淫等のことと目的を以てするものにして、其の豫備の行爲たるや、勿論なり。是れ特に本章を設けて之れを罰する所以なり。

第三百十條 故なく人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し又は要求を受けて其場所より退去せざる者は三年以下の懲役又は五十圓以下の罰金に處す

此の條文に依るときは、其の犯罪の成立するは、左の條件を要す。

第一 故なく人の住居に侵入したるとき。

之れに依れば、故なく人の住居に侵入したるものにして、其の晝間なること夜間なることは、更に問ふところにあらざるなり。

第二 人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入したるとき。

人の看守する邸宅とは、人が、看守し居れる住宅の類を云ふ。建造物とは、神社、佛閣、官署、學校其の他公私各種の建物を云ふ。故に、無住の邸宅、人の看守せざる建造物のごときは、本條の正面に當らざるものとす。

第三 要求を受けて其の場所より退去せざる者

以上のごとくならずして、故ありて人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入するいへども、要求を受けて、退去したるものは、本條の正面に當らずといへども、若し其の場所より退去せざることは本條の罪を構成するものなり。

六九 皇居、禁苑等に侵入したる罪  
故なく皇居、禁苑、行在所又は離宮、神宮若しくは皇陵等に入りたるものは、他の建造

物、邸宅等に侵入したるものと同一視すべからざるものなり。故に此に侵入したるものは、右等よりも一層重きものなれば、之れを嚴罰して、豫め危害を防がざるべからず。是れ特に左の條規を設けられたる所以なり。

第三百三十一條 故なく皇居、禁苑、離宮又は行在所に侵入したる者は三月以上五年以下の懲役に處す  
神宮又は皇陵に侵入したる者亦同じ

### 第十三章 秘密を侵す罪

#### 七〇 信書開披の罪

第三百三十三條 故なく封緘したる信書を開披したる者は一年以下の懲役又は二百圓以下の罰金に處す

抑も信書の秘密は、帝國憲法に於いて保障せられたるところのものにして、其の第二十

六條に曰く、日本臣民は法律に定めたる場合を除く外信書の秘密を侵さることなし。故に法律に従ひて、其の信書を開披するは、法律の規定するところなれども、否らざるものは、之れが開披をなすことを得ざるものとす。

本條は、秘密書類を保護するを目的として規定せられたるものにして、信書は、住居のごとく、強りに侵さるべからざるものなることは、帝國憲法の明定するところのものなり。是れ憲法に於いて、特に保障せられたる權利なればなり。

本條には、封緘したる信書とあり。故に「ハガキ」のごときものは、假令其の記事の秘密に屬すべきものなるも、開披せずして之れを窺ふことを得れば、本條を以てしては罰すべからざること、固より言ふまでもなし。

七一 身分職業に依りて、秘密の委託を受けたるもの秘密漏泄の罪  
是は醫師、藥劑師等のごとき、身分、職業に依りて、秘密の委託を受けたる者、其の陰私を他人に漏泄したるとききの罪にして、第三百三十四條の規定するところなり。



第三百三十四條

醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、公證人又は是等の職

に在りし者故なく其業務上取扱ひたることに付き知り得たる人の秘密を漏泄したる

ときは六月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

宗教若くは禰祀の職に在る者又は是等の職に在りし者故なく其業務上取扱ひたるこ

とに付き知得たる人の秘密を漏泄したるとき亦同じ

本條に規定せられたるころの身分、職業ある者は、其の業務に依りて、秘密の委託を

受くることあり、此の場合に於いては、特定の場合を除くの外、其の秘密を漏らすべか

らざるものとす。若し之れを漏らしたるときは、委託者の名譽を害するのみならず、亦

他に弊害を生ずるの恐れあり。是れ本條の規定ある所以なり。

第十六章 阿片煙に關する罪

七十二 阿片煙の輸入、製造、販賣の罪

第三百三十六條 阿片煙を輸入、製造又は販賣し若くは販賣の目的を以て之を所持した

る者は六月以上七年以下の懲役に處す

阿片煙は、もと藥用に供する阿片と同一の性質のものなりといへども、其の製造を異に

し、且つ全く其の用法を同じくせざるものなり。此の物は、多量の魔酔質を含有し、大

に人身の健康を害し、従つて活氣を損じ、智力の發達を妨ぐるものなり。斯くのごとき

毒物も、人一たび之れを吸食するときは、他の煙草と相異なりて、終に禁すること能は

ざるに至るものなれば、阿片煙吸食のことは、法律上に於いて之れを嚴禁し、以て一般

の健康を保持せざるべからざるなり。而して之れを禁せんとするには、先づ其の根本た

る輸入、製造、販賣を禁止せざるべからず。之れが輸入、販賣するもの其の跡を絶つに

至らば、人如何に之れを吸食せんと欲すれども、復た得べからざるものなり。是れ本條

の規定ある所以なり。

七三 阿片煙吸食の器具の輸入、製造、販賣する者の罪

阿片煙吸食の器具とは、一種異様なる煙管のときもものにして、阿片煙吸食者は、是非之れを用ひざるべからざるなり。されば、今此の吸食の器具を輸入、製造又は販賣するものに至ては、假令阿片煙を輸入、製造、販賣せずといへども、暗に阿片煙の吸食を誘導し、之れを助成するものなれば、其の公益を害すること少なからざるべし。是れ特に本條の規定ある所以なり。

七四 税關官吏阿片煙に關する罪

第三百三十八條 税關官吏阿片煙又は阿片煙吸食の器具を輸入し又は其輸入を許したる

ときは一年以上十年以下の懲役に處す

税關官吏は、輸出入品の検査をなし、法禁物は、之れを差押へて、相當の處分をなさねるべからず。然るに其の職務を濫し、情を知りて、阿片煙及び吸食の器具を輸入せしめたる者は、其の情甚だ重く、其の害、實に大なるものなり。故に、其の刑のときも本章中に於いて、最も重きものとなせり。

七五 阿片煙吸食者の罪

第三百三十九條 阿片煙を吸食したる者は三年以下の懲役に處す

阿片煙を吸食する爲め房屋を給與して利を圖りたる者は六月以上七年以下の懲役に處す

阿片煙吸食の害は、實に甚だしきものにして之れを大にして、國家の存立上にも關係するほどのものなれば、之れを罰すること當然のこと、云ふべし。抑も阿片煙は、尋常の煙草と異なりて、概ね寢床に横臥し、之れを吸食して以て、安眠を貪るところのものなり。故に之れを吸食するときは、漸次懶惰に流れ、智力の發達を沮害するに至るべし。是れ吸食者を罰する所以なり。

又房屋を設け、之れを給與して、利を圖るものあり。是等のものは、大に阿片煙の吸食を助成するものなれば、其の情状は、阿片煙の輸入、製造、販賣又は販賣の目的を以て、之れを所持したるものと、其の罪に輕重なきものゝことくなれば、是等と其の刑を同じ

うして罰する所以なるべし。

七六 阿片煙又は阿片煙吸食の器具所持者の罪

第四百十條 阿片煙又は阿片煙吸食の器具を所持したる者は一年以下の懲役に處す

### 第十五章 飲料水に関する罪

七七 飲料淨水汚穢の罪

飲料に供する淨水とは、水道淨水を除くの外すべて池、井戸等のごとき淨水を汚穢し、之れが爲めに用ふること能はざるに至らしめたるものにして、其の生活の本源たる需用を傷ひ、健康に害を興ふること、言を俟たざる所なり。

第四百十二條 人の飲料に供する淨水を汚穢し因て之を用ふること能はざるに至らしめたる者は六月以下の懲役又は五十圓以下の罰金に處す

本條の骨子とするところのものは、『之を用ふること能はざるに至らしめたる』の

語あり、抑も飲料水を汚穢するにも數等あるべし。之れを汚穢すること、極めて少なく、少しも需用を妨げなきもののごときは、之れを罰するの要なかるべし。是れ此の一語ある所以のものなり。然れども、其の用ふること能はざると、否らざるとは、豫め其の程度を定むることを得ざるなり。是は、事實に於いて用ふること能はざるに至らしめたる程度は、裁判官の見る所に一任せざるべからざるものなり。

されば、本條の罪は、飲料水を用ふること能はざらしむるの意あるを要するや、將た故らに淨水を汚穢したるのみにて、既に充分なりやと云ふに、凡そ法律に、用ふること能はざるに至らしむるとあるは、其の結果を示すものにして、果して其の結果を生ぜしむるの意あると、否らざるとは、問ふところにあらざるものなり。若し夫れ其の意あるを以て必要となすときは、必ずや、云々に至らしむる爲めに云々とせざるべからず。

七八 公衆用の水道、水源を汚穢したる罪

第四百十三條 水道に由り公衆に供給する飲料の淨水又は其水源を汚穢し因て之を用

● 是ること能はざるに至らしめたる者は六月以上七年以下の懲役に處す

本條は、前條に於ける罪よりも、其の害の大なるものなり、是れ水道は、廣く連絡するものにして、從つて其の害の及ぶところ多大なるものなればなり

飲料水に關する罪の正條を擧ぐれば左のごとし。

第四百三十三條 水道に由り公衆に供給する飲料の淨水又は其水源を汚穢し因て之を用ふること能はざるに至らしめたる者は六月以上七年以下の懲役に處す

第四百四十四條 人の飲料に供する淨水に毒物其他人の健康を害す可き物を混入したるものは三年以下の懲役に處す

第四百四十五條 前三條の罪を犯し因て人を死傷に致したる者は傷害の罪に比較し重きに從て處斷す

第四百四十六條 水道に由り公衆に供給する飲料の淨水又は其水源に毒物其他人の健康を害す可き物を混入したる者は二年以上の有期懲役に處す因て人を死に致したる者は死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に處す

第四百四十七條 公衆の飲料に供する淨水の水道を損壞又は壅塞したる者は一年以上十年以下の懲役に處す

### 第十六條 通貨偽造の罪

#### 七九 通貨の偽造、變造の區別

偽造とは、真正の通貨を模擬して、真正ならざる貨幣を製造するを云ふ。もとより其の物質の如きは、問ふ所にあらず。故に、真正なる貨幣より良質の金銀又は銅を用ふることもなきは勿論なれども、假令之れありて、真正なる貨幣よりも其の實價の高きものとなすも、之れを製造したるときは、通貨偽造の罪に問はるゝに至る。

變造とは、其の貨幣は、真正なるものなれども、或ひは量目を減じ、或ひは命價を増し、以て貨幣の價値を害するを云ふ。されば、如何なる點が、偽造と相異なりやと云ふに、

偽造は、貨幣にあらざるものを以て、貨幣を模造するものなれども、模造は、貨幣の價値を害するに止まるものなるが故に、之れを断に製造すると、既に製造したるものを増減、變換するとの點にあり。又偽造變造は、常に貨幣のみならず、紙幣、銀行券の如きものも亦然り。

銅貨に金又は銀を鍍し、銀貨に金を鍍して、其の文字を改めたるもの、如きは、之れを以て偽造とすべしや、將た、變造とすべしものなりや。或人之れを論じて曰く、斯くのごときは、貨幣の眞正を害せず、又、其の實價をも損せざるものなるを以て、偽造にあらず、又、變造にあらず。是等は、宜しく詐欺の罪に問ふべし。是れ之れを以て、物品の賣買をなすものとしての斷定より出でしものなりと。此の説は、甚だ穩當ならず。抑銀を鍍し、銀貨に金を鍍したる以上は、銅貨又は銀貨たるの外貌を變更したるものにして、純然たる變造なり。若し之れを變造にあらずとすれば、變造なるものは、恐らくは之れなからん。

第四百十八條 行使の目的を以て通用の貨幣、紙幣又は銀行券を偽造又は變造したるものは、無期又は三年以上の懲役に處す

偽造、變造の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し又は行使の目的を以て之を人に交付し若くは輸入する者亦同じ

第四百十九條 行使の目的を以て内國に流通する外國の貨幣、紙幣又は銀行券を偽造又は變造したる者は二年以上の有期懲役に處す

偽造、變造の外國の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し又は行使の目的を以て之を人に交付し若くは輸入したる者亦同じ

第四百十條 行使の目的を以て偽造、變造の貨幣、紙幣又は銀行券を取得したる者は三年以下の懲役に處す

第四百十一條 前三條の未遂罪は之を處す

第四百十二條 貨幣、紙幣又は銀行券を取得したる後其偽造又は變造なることを知て

之を行使し又は行使の目的を以て之を人に交付したる者は其名價三倍以下の罰金又は科料に條す但一圓以下に降すことを得ず  
第五百十三條 貨幣、紙幣又は銀行券の偽造又は變造の用に供する目的を以て器械又は原料を準備したる者は三月以上五年以下の懲役に處す

### 第十七章 文書偽造の罪

#### 八〇 文書偽造の罪

文書偽造罪には、必ずや、左の條件の具備せざるべからざるものにして、若し其の一を缺くときは、其の罪は、成立せざるなり。

- 一 他人を害し、又は、自己若くは他人の益を生せしむるの意思を以てしたる事。
- 二 真正ならざる文書は作成したるものなる事。凡そ真正ならざる文書とは、虚偽の文書を作成して、之れを真正の文書のごとくしたるものを云ふ。故に、其の偽造

文書中に於ける記載事項の眞偽は、もとより問ふところにあらず。唯、文書を調製したるもの、資格を僞ることを以て充分なりとす。

- 三 公私の害を生せしむる事を要す。故に假令文書を偽造すといへども、公私の害を生じ得べからしむるに足らざるときは之れを以て、文書偽造罪に僞することをと得ざるものなり。

#### 八一 詔書等の偽造、變造罪

第五百十四條 行使の目的を以て御璽、國璽若くは御名を使用して詔書其他の文書を偽造し又は偽造したる御璽、國璽若くは御名を使用して詔書其他の文書を偽造したる者は無期又は三年以上の懲役に處す

御璽、國璽を押捺し又は御名を署したる詔書其他の文書を變造したる者亦同じ

#### 八二 文書の變造

他人を害し、又は、自己若くは他人の利益となるべきの意思を以て、文書の記事を増減、

變換し、之れによりて公私の害を生じ得べからしめたるものを云ふ。故に假令文書の増減變換をなすとすへども、公私の害を醸成するものなるときは、刑法上に於いては、之れを以て、文書の變造罪となすことを得ざるものなり。

八三 文書の行使

刑法上に謂へる文書の行使とは、害すべき一の文書として、他を害し、又は、自己若くは他人の利益のために、之れを用ひたるものを云ふ。敢て目的を達したると否とは、問ふところにあらざるなり。

八四 公務所、公務員の作るべき文書圖書の偽造、變造の罪

第二百五十五條 行使の目的を以て公務所又は公務員の印章若くは署名を使用して公務所又は公務員の作るべき文書若くは圖書を偽造し又は偽造したる公務所又は公務員の印章若くは署名を使用して公務所又は公務員の作るべき文書若くは圖書を偽造したる者は一年以上十年以下の懲役に處す

公務所又は公務員の捺印若くは署名したる文書若くは圖画を變造したる者亦同じ第二項の外公務所又は公務員の作る可き文書若くは圖書を偽造し又は公務所又は公務員の作りたる文書若くは圖書を變造したる者は三年以下の懲役又は三百圓以下の罰金に處す

八五 公務員職務に關し文書圖書の變造罪

第二百五十六條 公務員其職務に關し行使の目的を以て虚偽の文書若くは圖画を作り又は文書若くは圖画を變造したるときは印章、署名の有無を區別し前二條の例に依る

八六 公務員に虚偽の申立をなして不實の記載をなさしめたる罪

第二百五十七條 公務員に對し虚偽の申立をなし權利、義務に關する公正證書の原本に不實の記載を爲さしめたる者は二年以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す  
公務員に對し虚偽の申立を爲し免狀、鑑札又は旅券に不實の記載を爲さしめたる者は六月以下の懲役又は五十圓以下の罰金に處す

前二項の未遂罪は之を罰す

八七 偽造、變造の文書圖畫の行使罪

第五十八條 前四條に記載したる文書又は圖畫を行使したる者は其文書又は圖畫を偽造若くは變造し又は虚偽の文書若くは圖畫を作り又は不實の記載を爲さしめたる者と同一の刑に處す

前項の未遂罪は之を罰す

八八 他人の印章署名を使用して文書圖畫の偽造變造罪

第五十九條 行使の目的を以て他人の印章若くは署名を使用して權利、義務又は事實證明に關する文書若くは圖畫を偽造し又は偽造したる他人の印章若くは署名を使用して權利、義務又は事實證明に關する文書、圖畫を偽造したる者は三月以上五年以下の懲役に處す

他人の印章を押捺し若くは他人の署名したる權利、義務又は事實證明に關する文書

若くは圖畫を變造したる者亦同じ

前二項の外權利、義務又は事實證明に關する文書若くは圖畫を偽造又は變造したる者は一年以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

八九 醫師公務所に提出すべき書類に虚偽の事項を記載する罪

第六十條 醫師公務所に提出す可き診斷書、檢案書又は死亡證書に虚偽の記載を爲したるときは三年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金に處す

### 第十八章

#### 有價證券偽造の罪

九〇 有價證券偽造變造の罪

第六十二條 行使の目的を以て公債證書、官府の證券、會社の株券其他の有價證券を偽造又は變造したる者は三月以上十年以下の懲役に處す  
行使の目的を以て有價證券に虚偽の記入を爲したる者亦同じ



九一 偽造變造の有價證券を人に交附又は輸入を爲したる者

第百六十三條 偽造、變造の有價證券又は虚偽の記入を爲したる有價證券を行使し又は行使の目的を以て之を人に交附し若くは輸入したる者は三月以上十年以下の懲役に處す

前項の未遂罪は之を罰す

### 第十九章

### 印章偽造の罪

九二 御璽、國璽又は御名の偽造、不正に使用したる罪

第百六十四條 行使の目的を以て御璽、國璽又は御名を偽造したる者は二年以上の有期徒刑に處す

御璽、國璽又は御名を不正に使用し又は偽造したる御璽、國璽又は御名を使用したる者は亦同じ

九三 公務所又は公務員の印章署名偽造の罪

第百六十五條 行使の目的を以て公務所又は公務員の印章若くは署名を偽造したる者は三月以上五年以下の懲役に處す

公務所又は公務員の印章若くは署名を不正に使用し又は偽造したる公務所又は公務員の印章若くは署名を使用したる者亦同じ

九四 公務所の記號偽造又は不正に使用したる罪

第百六十六條 行使の目的を以て公務所の記號を偽造したる者は三年以下の懲役に處す

公務所の記號を不正に使用し又は偽造したる公務所の記號を使用したる者亦同じ

九五 他人の印章、署名の偽造又は不正に使用したる罪

第百六十七條 行使の目的を以て他人の印章若くは署名を偽造したる者は三年以下の懲役に處す

他人の印章若くは署名を不正に使用し又は偽造したる印章若くは署名を使用した者亦同じ

第二章 偽證の罪

九六 偽證罪構成の要件

偽證罪は、證人として裁判所に喚び出されたるものが、被告人を曲庇するが爲めに、若くは之れを陷害するがために偽りの證據を陳述するものにして、本罪は、裁判所内に於ける偽證なるを以て、裁判所外に於けるところの偽證は、罪とならざるものなり。例へば人を殺したるものが、殊更に其の罪を人に嫁せんが爲め、血痕の附着せる刀劍を他人の邸宅内に投棄し、又は、密に其の人の衣服に血液を附着するがごとき所爲は、人を陷害せんとするがごとき罪なりといへども、本罪を構成せざるものなり。偽證罪を構成する要件

此の罪を構成するには、左の條件を要す。

- 一 證人、鑑定人又は通事として裁判所に呼び出されたるものなる事。
  - 二 裁判所に於いて、詐欺の陳述たることを知りつゝ之れを爲したること。
  - 三 前項の陳述は、訊問の要點に就きて、重要な關係あること。
- 第六十九條 法律に因り宣誓したる證人虚偽の陳述をなしたるときは三月以上十年以下の懲役に處す。

九七 偽證罪の減輕又は免除せらるゝ場合

第七十條 前條の罪を犯したる者證言したる事件の裁判確定前又は懲戒處分前自白したるときは其刑を減輕又は免除することを得

第二十一章 誣告の罪

九八 誣告罪

此の罪は、殆ど偽證の罪と相同じきものなれども、唯、刑事又は懲戒の處分を受けしむる目的を以て、虚偽の申告をなしたるものにして、其の條文は左の如し。

第百七十二條 人をして刑事又は懲戒の處分を受けしむる目的を以て虚偽の申告をなしたる者は第百六十九條の例に同じ

第百七十三條 前條の罪を犯したる者申告したる事件の裁判確定前又は懲戒處分前自白したるときは其刑を減輕又は免除することを得

### 第二十二章 猥褻、姦淫及び重婚の罪

#### 九十九 猥褻の行爲

猥褻の行爲とは、陰陽に關する醜陋背徳の行爲を云ふ。然れども、男女の關係あることは、必ずしも之れを要せざるなり。故に、他人に關するところなく、自己自ら醜陋の行爲をなすことを得べく、又、同性間に於いても、將た獸類のごとくに對しても、之れを

行ふことを得るものとす。

第百七十四條 公然猥褻の行爲を爲したる者は科料に處す

一〇〇 猥褻の文書、圖畫を頒布販賣陳列の罪

第百七十五條 猥褻の文書、圖畫其他の物を頒布若くは販賣し又は公然之を陳列したる者は五百圓以下の罰金又は科料に處す販賣の目的を以て之を所持したる者亦同じ

一〇一 男女に對し猥褻の行爲をなしたる罪

第百七十六條 十三歳以上の男女に對し暴行又は脅迫を以て猥褻の行爲を爲したる者は六月以上七年以下の懲役に處す十三歳に満たざる男女に對し猥褻の行爲を爲したる者亦同じ

一〇二 強姦の罪、

第百七十七條 暴行又は脅迫を以て十三歳以上の婦女を姦淫したる者は強姦の罪となし三年以上の有期懲役に處す十三歳に満たざる婦女を姦淫したる者亦同じ

一〇三 心神喪失、抗拒不能に乗じて犯せる姦淫の罪

第七十八條 人の心神喪失若くは抗拒不能に乗じ又は之をして心神を喪失せしめ若

くは抗拒不能ならしめて猥褻の行爲を爲し又は姦淫したる者は前二條の例に同じ

第七十九條 前三條の未遂罪は之を罰す

一〇四 姦淫罪を罪して死傷せしめたる罪

第八十一條 第七十六條乃至第七十九條の罪を犯し因て人を死傷に致したる者

は無期又は三年以上の懲役に處す

一〇五 營利の目的を以て姦淫せしめたる罪

第八十二條 營利の目的を以て淫行の常習なき婦女を勧誘して姦淫せしめたる者は

三年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

一〇六 姦通罪

第八十三條 有夫の婦姦通したるときは二年以下の懲役に處す其相姦したる者亦同

と

前項の罪は本夫の告訴を待て之を論ず但本夫姦通を縱容したるときは告訴の效なし。

一〇七 重婚の罪

第八十四條 配偶者なる者重ねて婚姻をなしたるときは二年以下の懲役に處す其相婚したる者亦同じ

### 第二十三章 賭博及び富籤に関する罪

一〇八 賭博

賭博とは、偶然の事爲によりて、財物の授受をなす所の行爲を云ふ

一〇九 富籤

富籤とは、若干の代金を拂ひ渡し、偶然の出來事の爲めに、或る豫定の財物を領得し、

若くは其の拂ひ渡したるところの代金を消失するところの行爲を云ふ。

二百六十八

一一〇 賭博罪

第百八十五條 偶然の輸贏に關し財物を以て博戯又は賭事を爲したる者は千圓以下の罰金又は科料に處す但一時の娛樂に供する物を賭したる者は此限に在らず

第百八十六條 常習として博戯又は賭事を爲したる者は三年以下の懲役に處す

賭博場を開張し又は博徒を結合して利を圖りたる者は三月以上五年以下の懲役に處す

一一一 富籤發賣、取次の罪

第百八十七條 富籤を發賣したる者は二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處す

富籤發賣の取次を爲したる者は一年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處す

前二項の外富籤を授受したる者は三百圓以下の罰金又は科料に處す

第二十四章 禮拜所及び墳墓に關する罪

一一二 禮拜所に對する罪

第百八十八條 神祠、佛堂、墓所其他禮拜所に對し公然不敬の行爲ありたる者は六月

以下の懲役若くは禁錮又は五十圓以下の罰金に處す

説教、懲役又は葬式を妨害したる者は一年以下の懲役若くは禁錮又は百圓以下の罰金に處す

一一三 墳墓發掘の罪を犯し死體、遺骨、遺髮又は棺内に藏置せる物の損壞、遺棄、領得の罪

第百八十九條 墳墓を發掘したる者は二年以下の懲役に處す

第百九十一條 第百八十九條の罪を犯し死體、遺骨、遺髮又は棺内に藏置したる物で損壞、遺棄又は領得したる者は三月以上五年以下の懲金に處す

一一四 死體、遺骨、遺髪、棺内に藏置したる物を損壞、遺棄又は領得の罪

第九十條 死體、遺骨、遺髪又は棺内に藏置したる物を損壞遺棄又は領得したる者は三年以下の懲役に處す

一一五 検視を経ずして變死者埋葬の罪

第九十二條 検視を経ずして變死者を葬りたる者は五十圓以下の罰金又は科料に處す

### 第二十五章 瀆職の罪

一一六 公務員其職權を濫用し人をして義務なき事を行はしめ又は行ふべき權利妨害の罪

人をして權利なきことを行はしむるには、或る論者の曰く、假令其の人は、之れを爲すの權利なることいへども、公務員が、之れを行はしむるの職權なくば、威權の濫用

なりと云ふべし。是に於いてか、之れを考ふるときは、義務なきこととは、其の之れを行はしむるの權利なきことと解せざるべからざるものなりと。此の説は當然なり。

第九十三條 公務員其職權を濫用し人をして義務なき事を行はしめ又は行ふべき權利を妨害したるときは六月以下の懲役又は禁錮に處す

一一七 裁判、檢察、警察の職務にあるもの職權濫用の罪

第九十四條 裁判、檢察、警察の職務を行ひ又は之を補助する者其職權を濫用し人を逮捕又は監禁したるときは六月以上七年以下の懲役又は禁錮に處す

第九十五條 裁判、檢察、警察の職務を行ひ又は之を補助する者其職務を行ふに當り刑事被告人其他の者に對し暴行又は陵虐の行爲を爲したるときは三年以下の懲役又は禁錮に處す

法令に因り拘禁せられたる者を看守又は護送する者被拘禁者に對し暴行又は陵虐の行爲を爲したるとき亦同じ

第九十六條 前二條の罪を犯し因て人を死傷に致したる者は傷害の罪に比較し重きに從て處斷す

一一八 賄賂收受、要求又は約束の罪

第九十七條 公務員又は仲裁人其職務に關し賄賂を收受し又は之を要求若くは約束したるときは三年以下の懲役に處す因て不正の行爲をなし又は相當の行爲を爲さざるときは一年以上十年以下の懲役に處す

前項の場合に於いて收受したる賄賂は之を沒收す若し其全部又は一部を沒收すること能はざるときは其價額を追徴す

一一九 公務員、仲裁人に賄賂を交付、提供又は約束の罪

第九十八條 公務員又は仲裁人に賄賂を交付、提供又は約束したる者は三年以下の懲役又は三百圓以下の罰金に處す  
前項の罪を犯したる者自首したるときは其刑を減輕又は免除することを得

### 第二十六章 殺人の罪

一一〇 殺人罪一般の性質

殺人罪とは、人を殺すの權利なくして、人を殺害したるものを云ふ。此の故に、殺人罪を構成するには必ずや、三個の條件の具備することを要す。今之れを左に畧説せん。

一 生存せる人類たることを要す。

抑も殺人罪は、人類の生命を奪ふものにして、其の物體たるべきものは、必ずや生存せる人類ならずんばならず。故に、死體に對しては、殺人罪を行ふことを得ざるは勿論なり。然れども、疾病其他のために死に瀕し、到底生存すべき見込の之れあらざるものといへども、苟も人類たるに相違なきものなれば、殺人罪の物體たることを得るや勿論なり。又假令生存すといへども、其の者が、人類にあらざる以上は之れを殺害すといへども、殺人罪の物體たることを得ざるものとす。故に、假令人

の腹中より生れ出でしものといへども、其の形體、骨格毫も之れを人類となすに足らざるものなるときは、之れを殺害すといへども、殺人罪を構成せざるものなり。

二、権利の實行に出づるにあらざる事。

人類を殺害すといへども、其の行爲たるや、権利の實行に出でたるものなるときは、之れを殺人罪に問ふことを得ざるものなり。急迫不正の侵害に逢ひ、其の危難を避くるがためにせし行爲、所謂正當防衛のごときは、権利の實行なるを以て、假令人を殺傷すといへども、毫も殺人罪に問はるゝことなし。又、戰場に出で、敵兵を殺傷したるがごとき、是れ即ち権利の實行なるを以て、殺人罪を犯したりといふことを得ざるがごとき、尙ほ此の類は他にあるべし。

三、殺人の行爲と死亡との間に於いて、直接の原因結果の關係あるを要す。

凡そ殺人の行爲をなすや、其の行爲と死亡との間に於いては、必ずや、直接の原因及び其の結果なかるべからざるものなり。若し直接に其の原因及び結果につきて、

何等の關係なきときは、之れを以て殺人罪となすことを得ざるものとす。今其の一例を擧げて證せん、生命に對して、危難を加へられしもの、其の危難が病因となりて、死亡したる場合のごときは、其の原因と結果は、直接の關係を有するものなれば、之れを以て、殺人罪となすことを得るがごとし。然れども、其の加へられたる危難に原因することなくして、他の事故の爲めに、死亡したる場合のごときは、原因と結果の關係を缺くものなれば、之れを以て、殺人罪に擬することを得ざるものとす。

第百九十九條 人を殺したる者は死刑又は無期若しくは三年以上の懲役に處す

第二百條 自己又は配偶者の直系尊屬を殺したる者は死刑又は無期懲役に處す

一一一 殺人罪の豫備の罪

凡そ殺人罪は、其の事たるや、甚だ重大にして、其の害の及ぶところ頗る大なるものなり。其の豫備のごときは、之れを不問に付せずして處罰せらるゝものとす。



第二百一條 前二條の罪を犯す目的を以て其の豫備を爲したる者は二年以下の懲役に處す但情狀に因り其刑を免除することを得

一二三 人を教唆若くは自殺せしめたる者の罪

教唆して人を自殺せしめたるものは、無形上の正犯なり。即ち犯罪を企てたるどころの内因の原因者を云ふものなり。換言せば自から犯罪を企て、人をして之れが實行に當らしめたるものを云ふ。

されば、何故に自から手を下さるに拘はらず、之れを正犯として處罰するやと云ふに、前説に總則の部に於いて、聊か之れを辨じたりしが、茲に之れを述べんに、元來教唆をなしたればこそ、其の罪をも犯したるなれ。若し教唆せざりしならんには、此の犯罪の行爲は、之れなかるべし。故に、假令自から手を下さすことなしといへども、其の罪を犯すべきことを教唆したるものは、取りも直さず犯罪構成の原因となれるものなればなり。然れども此の教唆をなしたるものを以て、罪となすに於いては、之れに要する元

素なかるべからず、左に之れを述べん。

一 人を教唆して、犯罪行爲をなさんことを決意せしめたる事。

二 教唆せられたる者が、其の教唆に乗じて、犯罪行爲をなしたる事。

右第一に示したる人を教唆して、犯罪行爲をなさんことを決意せしめたるに就きては、之れが解釋を下さんに、人を教唆する方法手段に至ては、もとより一定したるにあらざるなり。例へば脅迫を以て、人を教唆するものあり、又威權を以てするものあり、又或ひは贈與を以てするものあり。然れども之れを要するに、假令如何の方法手段を以てすといへども、罪を犯さんことを決意せしむるに足るべき教唆をなしたるを云ふ。

然れども、本件に就きては、特に注意せざるべからざるものなり。其の要點を分つて左に述べん。

一 人をして罪を犯さしめんとするの意思ありて之れが教唆をなしたるものなることを要す。

抑も犯罪の原因たる内部の要素を具備するは、其の犯罪をなさしめんとするの意思ありてこそ、罪を構成すべけれ。若し此の意思を缺くときは、犯罪を構成せざるべしと勿論なり。

二 脅迫又は威嚇を以て、人を教唆するには、無形の強制の度に達せざることを要す。此の意は、無形の強制の度に達したるときは、其の實行者は、當然犯罪者にあらざるものなればなり。

三 人をして犯罪をなさんと決心せしめたることを要す

教唆者あるに於いて、始めて罪を犯さんとするの決心をなしたるものならざるべからず。今若し甲者ありて、乙者を殺害せんとするの意思を有せんか、其の機會の到來することを待つといへども、未だ之れを得ず。然るに、丙者が、甲者に向ひて、斯くのごとくするときば、之れを殺害し得べしと教唆したる場合のごときは、決して教唆をなしたるにあらざるなり。何となれば、甲者が、丙者の教唆によりて殺意を生

じたるものにあらざればなり。即ち教唆前に於いて、既に殺意を生じたるものなればなり。

四 教唆の方法は、犯罪をなさんと決意せしむるに足るべき力あるを要す。

此れに由れば、假令教唆を受くるといへども、之れに依りて以て、決意したるものにあらざれば、少も教唆の効なきものなり。例へば、甲者が、乙者に向ひて、汝、彼の婦女を強姦すべし。若し之れを實行することを得ば、汝を賞するに若干金を以てせんと教唆したるに因り、乙者は、是に於いて、始めて強姦の決心をなしたるが如き、是れ即ち決意を興へたるものにして、教唆罪を構成すること勿論なり。

五 教唆者及び實行者の利益を有するものなることを要す。

教唆者及び實行者に於いて、各々其の利益を有するを以て、一般に於ける場合となすがごとく雖も、又或る場合に於いては、否らざるものあるべし。故に、教唆者のみが、其の利益を受くるときといへども、教唆に依りて爲したる犯因の確實なるも

のは、實行者も亦其の責に任せざるべからざるは、理の當に然るべきところのものなり。又之れに反して、其の教唆者のみ利益を受くるといへども、教唆罪を構成するに、何の妨か之れあらんや。

凡う教唆を受けたるものが、其の教唆に乗じ、犯罪行為をなしたることを要するは、必ずや之れに伴隨する實害なかるべからざるなり。唯、人を教唆して、犯罪たる行為を行はんことを決心せしめたるのみを以て、未だ之れを無形上の正犯となすことを得ざるものなり。換言せば、教唆を受けたるものが、其の教唆に乗じて、犯罪行為をなしたるものならざるべからざるなり。今之れに就いては、四個の要件なかるべからず。

い、教唆を受けたるものが、其の教唆に乗じて、犯罪に着手したるときは、未遂犯は、缺効犯なりといへども、教唆者は、其の責罰を免るゝことを得ず。何となれば、其の教唆を受けたるに乗じて行ひたる所爲は、教唆者が、教唆を受けたるも

のと共に之れを行ひしものと見做すべければなり。例へば、甲者が、乙者に向つて、丙者を殺害すべしと教唆し、以て其の決心をなさしめて、乙者が、其の教唆に乗じて之れを行ひたりといへども、或る障害のために之れを遂行すること能はざる場合のごとき、即ち是れなり。

ろ、従犯の教唆は、従犯者が、既に従犯の豫備をなしたるを以て、未だ足りとせざるなり、故に、正犯者が、既に犯罪に着手したることなるを要するものなり。は、教唆を受けて犯罪をなしたる者、假令法律上の無責任者なりといへども、其の行為たるや、罪となるべき場合に於いては、教唆者は、其の罪を免るゝことを得ざるなり。是れ其の無責任なる行為のものは、其の行為の罪とならざるに原因するにあらず、能力の如何に依るものなるを以て、實行者が、無能力なりといへども、教唆に従ひて、罪を犯さしめたるものにして、無能力者が、自から決意したるものにあらずればなり。

に教唆に乗じて、犯罪をなすといへども、其の教唆者を罰する場合あり、斯くのごとくと云ふときは、甚だ奇怪のごとく聞ゆれども、決して奇怪なるにあらず、例へば、演説會場に於いて、罪を犯すべきことを教唆したる場合に於けるがごとき、公衆は、之れに應じて罪を犯すことなしといへども、教唆者は、其の責罰を免るゝこと能はざるがごとき、即ち是れなり。

第二百二條 人を教唆若くは幫助して自殺せしめ又は被殺者の囑託を受け若くは其承諾を得て之を殺したる者は六月以上七年以下の懲役又は禁錮に處す

### 第二十七章 傷害の罪

#### 一二三 傷害の罪

此の罪は、人を殴打して負傷せしむるは勿論、熱湯を浴せ、又は、硫酸等の劇烈なる藥液を灑ぎて、負傷せしめたるものごとき、いづれも皆傷害の罪に問はるゝものとす。

然れども、最初より殺害するの意思を以て、傷害をなしたるときは、傷害の罪は問はずして、殺人罪の未遂犯に問はるゝものなり。

第二百四條 人の身體を傷害したる者は十年以下の懲役又は五百圓以下の罰金若くは科料に處す。

#### 一二四 身體傷害に因り致死せしめたる罪

身體を傷害し、之れがために死せしめたるごときは、普通の傷害罪より重きものなるは勿論なり。前にも述ぶるがごとく、唯傷害を興へんとしたるに止まるものにして、もてより殺意ありて行ひたるにあらざるごとき勿論なりとす。若し殺意ありて犯したるものなるときは、殺人の罪に問はるゝことを俟たざるなり。而して茲に注意すべきは、傷害と致死とは、直接の關係あることと是れなり。若し直接の原因なくば、傷害のために死に致したりと云ふべからざるなり。

第二百五條 身體傷害に因り人を死に致したる者は二年以上の有期懲役に處す

自己又は配偶者の直系尊屬に對して犯したるときは無期又は三年以上の懲役に處す

一二五 傷害罪を助勢せる罪

第二百六條 前二條の犯罪あるに當り現場に於て勢を助けたる者は自から人を傷害せずと雖も一年以下の懲役又は五十圓以下の罰金又は科料に處す

本條に於いて、特に注意すべきは、現場に於いて助勢をなしたるにあり、若し現場にあらずして助勢したるものなるときは、本條の罪を構成せざるなり。

一二六 二人以上にて傷害したる罪

第二百七條 二人以上にて暴行を加へ人を傷害したる場合に於いて傷害の輕重を知ること能はず又は其傷害を生ぜしめたる者を知ること能はざるときは、共同者に非ずと雖も共犯の例に依る

本條の骨子とするところは、假令共同して犯したる罪にあらざといへども、之れを共犯者と見做して責罰せらるゝものとするこゝ是れなり。

一二七 暴行を加ふるも傷害せざる罪

第二百八條 暴行を加へたる者人を傷害するに至らざるときは一年以下の懲役若しくは五十圓以下の罰金又は拘留若しくは科料に處す  
前項の罪は告訴を待て之を論ず

第二十八章 過失殺傷の罪

二二八 過失に因り人を傷害したる罪

第二百九條 過失に因り人を傷害したる者は五百圓以下の罰金又は科料に處す  
前項の罪は告訴を待て之を論ず

過失殺傷の罪は、もとより犯意ありて行へるにあらざれば、之れを罰するにも、罰金又は科料のごとき刑を以てせられたり。加之、告訴を待つて其の罪を論ずることせり。故に告訴權を有するものに於いて、之れを其のまゝに抛擲し置くときは、法律は、敢て

之を糺さるるなり。

一二九 過失に因り致死せしめたる罪

第二百十條 過失に因り人を死に致したる者は千圓以下の罰金に處す

此の法文の趣旨は、前項に掲げしものと同じ趣旨にして、千圓以下の罰金に處すべしと規定せられたり。

一三〇 業務上注意を怠りて人を死傷に致したる罪

第二百十一條 業務上必要なる注意を怠り因て人を死傷に致したる者は三年以下の禁錮又は千圓以下の罰金に處す

### 第二十九章 墮胎の罪

一三一 婦女自から墮胎したる罪

第二百十二條 懷胎の婦女藥物を用ひ又は其他の方法を以て墮胎したるときは一年以

下の懲役に處す

一三二 婦女の囑託を受け又は其承諾を得て墮胎せしめたる罪

第二百十三條 婦女の囑託を受け又は其承諾を得て墮胎せしめたる者は二年以下の懲役に處す因て婦女を死傷に致したる者は三月以上五年以下の懲役に處す

一三三 醫師、産婆、藥劑師又は藥種商が婦女の囑託を受け又は其承諾を得て墮胎せしめたる罪

第二百十四條 醫師、産婆、藥劑師又は藥種商婦女の囑託を受け又は其承諾を得て墮胎せしめたるときは三月以上五年以下の懲役に處す因て婦女を死傷に致したるときは六月以上七年以下の懲役に處す

一三四 婦女の囑託を受けず又は其承諾を得ずして墮胎せしめたる罪

第二百十五條 婦女の囑託を受けず又は其承諾を得ずして墮胎せしめたる者は六月以上七年以下の懲役に處す

之を糺さるるなり。

一二九 過失に因り致死せしめたる罪

第二百十條 過失に因り人を死に致したる者は千圓以下の罰金に處す

此の法文の趣旨は、前項に掲げしものと同じき趣旨にして、千圓以下の罰金に處すべしと規定せられたり。

一三〇 業務上注意を怠りて人を死傷に致したる罪

第二百十一條 業務上必要なる注意を怠り因て人を死傷に致したる者は三年以下の禁

錮又は千圓以下の罰金に處す

### 第二十九章 墮胎の罪

一三一 婦女自から墮胎したる罪

第二百十二條 懷胎の婦女藥物を用ひ又は其他の方法を以て墮胎したるときは一年以

下の懲役に處す

一三二 婦女の囑託を受け又は其承諾を得て墮胎せしめたる罪

第二百十三條 婦女の囑託を受け又は其承諾を得て墮胎せしめたる者は二年以下の懲役に處す因て婦女を死傷に致したる者は三月以上五年以下の懲役に處す

一三三 醫師、産婆、藥劑師又は藥種商が婦女の囑託を受け又は其承諾を得て墮胎せしめたる罪

第二百十四條 醫師、産婆、藥劑師又は藥種商婦女の囑託を受け又は其承諾を得て墮胎せしめたるときは三月以上五年以下の懲役に處す因て婦女を死傷に致したるときは六月以上七年以下の懲役に處す

一三四 婦女の囑託を受けず又は其承諾を得ずして墮胎せしめたる罪

第二百十五條 婦女の囑託を受けず又は其承諾を得ずして墮胎せしめたる者は六月以上七年以下の懲役に處す

前項の未遂罪は之を處す

一三五 婦女の囑託を受けず又承諾を得ずして墮胎せしめ婦女を死に致したる罪

第二百十六條 前條の罪を犯し因て婦女を死傷に致したる者は傷害の罪に比較し重きに從て處斷す

### 第三十章 遺棄の罪

一三六 老幼、不具又は病者を遺棄する罪

第二百十七條 老幼、不具又は疾病の爲め扶助を要すべき者を遺棄したる者は一年以下の懲役に處す

第二百十八條 老幼、幼者、不具者又は病者を保護す可き責任ある者之を遺棄し又は其生存に必要な保護を爲さざる時は三月以上五年以下の懲役に處す

自己又は配偶者の直系尊屬に對して犯したるときは六月以上七年以下の懲役に處す

第二百十九條 前二條の罪を犯し因て人を死傷に致したる者は傷害の罪に比較し重きに從て處斷す

### 第三十一章 逮捕及び監禁の罪

一三七 不法に人を逮捕又は監禁したる罪

第二百二十條 不法に人を逮捕又は監禁したる者は三月以上五年以下の懲役に處す

自己又は配偶者の直系尊屬に對して犯したるときは六月以上七年以下の懲役に處す

一三八 不法に逮捕又は監禁して人を傷傷に致したる罪

第二百二十一條 前條の罪を犯し因て人を傷傷に致したる者は傷害の罪に比較し重きに從て處斷す

### 第三十二章 脅迫の罪



一三九 脅迫の意義

脅迫とは、被脅迫者又は其の親族に對し、例へば殺人、放火其の他の暴行を加へんことを以て、人を畏怖せしむるを云ふ。

一四〇 脅迫の罪

第二百二十二條 生命、身體、自由、名譽又は財産に對し害を加ふ可きことを以て人を脅迫したる者は一年以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

親族の生命、身體、自由、名譽又は財産に對し害を加ふ可きことを以て人を脅迫したる者亦同じ

第二百二十三條 生命、身體、自由、名譽若しくは財産に對し害を加ふ可きことを以て脅迫し又は暴行を用ひ人をして義務なきことを行はしめ又は行ふ可き權利を妨害したる者は三年以下の懲役に處す

親族の生命、身體、自由、名譽又は財産に對し害を加ふ可きことを以て脅迫し人を

して義務なきことを行はしめ又は行ふ可き權利を妨害したる者亦同じ  
前二項の未遂罪は之を罰す

第二十三章 略取及び誘拐罪

一四一 未成年者を略取又は誘拐する罪

第二百二十四條 未成年者を略取又は誘拐したる者は三月以上五年以下の懲役に處す

一四二 營利、猥褻、結婚の目的を以て略取又は誘拐する罪

第二百二十五條 營利、猥褻又は結婚の目的を以て人を略取又は誘拐したる者は一年以上十年以下の懲役に處す

一四三 帝國外に移送する目的を以て略取又は誘拐する罪

第二百二十六條 帝國外に移送する目的を以て人を略取又は誘拐したる者は二年以上の有期懲役に處す

帝國外に移送する目的を以て人を賣買し又は被拐取者若しくは被賣者を帝國外に移送したる者亦同じ

一四四 略取、誘拐等の犯罪を幫助する罪

第二百二十七條 前三條の罪を犯した者を幫助する目的を以て被拐取者又は被賣者を收受若しくは藏匿し又は隠避せしめたる者は三月以上五年以下の懲役に處す

第二百二十八條 本章の未遂罪は之を處す

一四五 略取、誘拐の或る罪は親告罪たるの場合

第二百二十九條 第二百二十六條の罪、同條の罪を幫助する目的を以て犯したる第二百二十七條第一項の罪及び是等の罪の未遂罪を除く外本章の罪、營利の目的に出でたる場合に限り告訴を待て之を論ず但被拐取者又は被賣者犯人と婚姻を爲したるときは婚姻の無効又は取消の裁判確定の後に非ざれば告訴の効なし

第三十四章 名譽に對する罪

一四六 名譽を毀損する罪

名譽を毀損する罪は、公然事實を摘示し、人の名譽を毀損したる者は、其の事實の有無を問ふことを要せざるものなり。無根の事を虚構して、之れが名譽を毀損するは勿論、假令眞實の事柄なりといへども、之れを摘示して公にするとときは、直ちに本條の罪に問はるゝなり。但し新聞紙のみは本條の例外にして、其の紙上に記載したる事柄が眞實なるときは無罪なりといへども、普通の場合に於いては、決して否らざるなり。又本章に於いて、其の名譽を毀損するは、公然事實を摘示するものなることを要す。故に、其の人の面前に於いて之れを譏謗するか、數人の間に於いて私かに之れを罵詈するものゝときは、本條の罪を構成せざるものなり

一四七 死者の名譽を毀損する罪

凡る名譽を毀損するは、獨り生者に對するもののみが、罪となるにわらず。其の死者對するところのもの亦然らざるはなし。是れ人の名譽は、其の生存中に止まらず、死後尙ほ存するものなればなり。然れども死者に對する誹毀は、生者に對するものと相異なりて、其の誣罔に出でたるときにあらざれば、之れを罰せざるものなり。

成人曰く、何故に、死者に對し名譽を毀損するの罪は、誣罔に出づるにあらざれば、之れを罰せざるの定めなりやと云ふに、是は、死者の「不名譽に陥るべきもの」を世に公にすることを禁ずるものなるときは、遂に眞正なる其の人の傳記史乘をも編むこと能はざるに至らん。

總て名譽に對する罪は、前に掲げたりし條件を以て、之れが必要となすのみならず、又其の事の「不實なる」を最も必要なりとす。而して其の事の實否は、此の罪を論ずるに就きて、必要缺くべからざるものなれば、裁判官に於いては、特に此の點に於いて、最も慎重の究明をなすことを怠るべからず。

第二百三十條 公然事實を摘示し人の名譽を毀損したるものは其事實の有無を問はず

一年以下の罰役若しくは禁錮又は五百圓以下の罰金に處す

死者の名譽を毀損したる者は誣罔に出づるに非ざれば之を罰せず

一四八 公然人を侮辱したる罪

第二百三十一條 事實を摘示せずと雖も公然人を侮辱したる者は拘留又は科料に處す。

す。

一四九 侮辱罪の親告罪たる所以

第二百三十二條 本章の罪は告訴を待て之を論ず

凡る人にありて、甚だしく侮辱を受けたるものといへども、侮辱せられたるものが、左まで侮辱を受けたりとも思料せざるものもあるべし。之れに反して、僅に侮辱せられたるものも、甚だしく感じて、之れを憤るものもあるべし。されば其の被侮辱者の告訴を待つて、始めて其の罪を論ずることゝなしたり。

第二十五章 信用及び業務に對する罪

一五〇 信用毀損、業務妨の罪

第二百三十二條 虚偽の風説を布し又は偽計を用ひ人の信用を毀損し若しくは其業務を妨害したる者は三年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處す

一五一 威力を用ひて人の業務を妨害したる罪

第二百三十四條 威力を用ひ人の業務を妨害したる者亦前條の例に同じ

第二十六章 窃盜及び強盜の罪

一五二 窃盜罪構成の要件

窃盜とは、我が所有にあらざる物、即ち他人の所有に屬する所の物を竊に盜むを云ふ。故に此の罪を構成するには、必ず左の五要件なかるべからず。

一 他人の所有に屬するものなる事

他人の所有物にあらずして、自己の所有物なるとき、又は、其の所有主なきものなるときは、窃盜罪を構成せざるものとす。而して其の物が、他人の所有に屬するものなるときは、有形人の所有なると將た無形人の所有なるとは、更に問ふところにあらず。且つ無能力者の所有なると否らざるものと雖も亦敢て問はざるものなり。

二 他人の占有内にある事

自己の占有に屬するものは、假令他人の所有物なるといへども、窃盜罪を構成することなし。されば、之れを費消するときは、受器の財物を費消したる罪に問はるものとす。

三 有形物の動産たること

有形物たることを要するに、無形物の占有を奪ふこと能はざるものなればなり。又

何故に動産たることを要するやといふに、不動産は、定着したるものにして、窃盜の目的に供すること能はざるものなればなり。されば、茲に所謂動産とは、如何なる物を指稱するやと云ふに、是は民法上の動産に限るにあらず。總て移轉し得べき物を云ふ。彼の庭園、山林にある樹木のごときは、民法上に於いては、之れを不動産と稱すれども、窃盜の目的に供することを得れば、刑法上に於いては、之れを動産と見做して妨げなきものなり。

四 窃取の行爲あること

窃取とは、窃に取るものを云ふ。即ち所有主の承諾を得ずして、人知れず窃に奪ひ取ることを云ふ。此の條件は、窃盜罪の構成上最も缺くべからざるものなり。若し之れを缺くときは、窃盜罪を構成せざるものなり。

五 窃取したる物をば自己が所有主として之れを處理せんとの意あること

窃取したる物は、其の種類の如何を問はず、我が所有物として之れを處理せんとの意あることを要す。故に例へば我が有するところの財産權の抵當となすの意を以て、他人の物品を抑留する場合のごとき、戯れに他人の物を隠匿したる場合に於けるがごとき、いづれも之れを以て、窃盜罪を構成したりといふべからず。然れども處理すべき意思を以て、之れを奪取したるものは、其の自己の利益を圖ると、又は他人の利益に供するとは更に問ふ所にあらずるなり。

以上列挙したる所の五個の要件にして具備するにあざれば、之れを以て窃盜罪に問ふことを得ざるものなり。

一五三 窃盜罪は所有權奪取の罪にあらず

窃盜罪は、他人の所有權を奪取するの罪にあらずして、他人の占有を奪取するの罪なり。蓋し所有權其の者は、無形のものにして、他人の之れを奪取すること能はざるものなればなり。

一五四 窃盜の罪

第二百三十五條 他人の財物を窃取したる者は窃盜の罪と爲し十年以下の懲役に處す。

一五五 強盜の罪

第二百三十六條 暴行又は脅迫を以て他人の財物を強取したる者は強盜の罪と爲し五年以上の有期懲役に處す

前項の方法を以て財産上不法の利益を得又は他人をして之を得せしめたる者亦同じ

一五六 強盜の手段たる暴行脅迫

強盜とは、人に暴行を加へ、又は、脅迫を以て、他人の財物を強取したるものにして、前既に窃盜の罪の場合に於いて、詳述したるがごとく、數個の要件を必要となすのみならず、暴行又は脅迫の條件なかるべからず。若し之れなからんには、強盜の罪は、成立せざるものなり。

暴行とは、總て人に對するところの暴行にして、其の人の生命、身體を危くするものと

異なることなし。

脅迫とは、或ひは傷害を加ふべしといひ、或ひは殺害すべしといひ、或ひは放火すべしといひ、或ひは言語に現はさすといへども、是等の風姿を假裝して、以て人を脅かすところの行爲を云ふ。而して其の脅迫の種類のごとき、又、何人に對するとに論なく、苟も脅迫して財産を強取したるものは、皆之れを以て強盜の罪となす。

茲に一の注意をなすべきは、暴行又は脅迫たるや、罪を犯さんがために直接に行ひたるものにあらざれば、強盜の罪を構成するものにあらざること、即ち是れなり。今其の一例を擧げて、之れを證せん、門戸を踰越して、邸内に入らんとするに際し、人の發見するところとなり、其の叫ばれんことを恐れて、之れに暴行を加へ、又は、脅迫をなしたる場合のごときものは、假令暴行又は一迫を加へたりといへども、財物を強取したるにあらず、門戸を踰越せんが爲めに、暴行、又は脅迫を用ひたるものなり。故に、強盜の罪を構成せざるものとす。

之れに反して、財物の看守人又は邸内のものを脅迫し、若くは之れに對して暴行を加へたるときは、假令其の家宅に進入するの際に於いてしたりといへども、猶ほ之れを以て強盜なりとせざるべからず。是れ家宅内のもの又は財物を看守するものに對して、暴行を加へ又は脅迫したるものは、財物を強取せんとするの手段に外ならざればなり。

一五七 暴行、脅迫は強盜罪構成の元素たる所以

暴行又は脅迫は、盜罪加重の模様にして、罪の本體にあらざといへども、立法者に於いて、強盜、強盜の名稱を設けて、之れを規定せられたる以上は、之れを以て、強盜の元素として解せざるべからず。今之れを以て、加重の模様となすと、構造の元素となすは、其の結果に至りては、大なる差等を生ずるに至るべし。若し之れを以て、加重の模様となすに過ぎざるものとすれば、既に人に暴行を加へ、又は、脅迫をなすといへども、其の目的とするところの財物に手の觸れざるものなるときは、其の罪を犯すの行爲に着手したるものなりといふべからず。従つて之れを以て、未遂犯なりとなすことを得ざるな

り。之れに反して、構成上の元素となすときは、既に暴行又は脅迫を行ふや、未だ其の財物に手を下さざるなりといへども、強盜罪の施行に着手したるものと云ふことを得べし。是れに由りて之れを觀れば、之れが解釋を決定すること最も緊要のことに屬すと云ふべし。

一五八 強盜の豫備をなしたる罪

第二百三十七條 強盜の目的を以て其豫備を爲したる者は二年以下の懲役に處す

一五九 強盜の強盜を以て論せらるゝ場合

第二百三十八條 強盜財物を得て其取還を防ぎ又は逮捕を免れ若くは罪跡を湮滅する

爲め暴行又は脅迫をなしたるときは強盜を以て論ず

第二百四十一條 自己の財物と雖も他人の占有に屬し又は公務所の命に因り他人の看守したるものなるときは本章の罪に付ては他人の財物と看做す

以上第二百四十一條に依るときは、管に強盜のみならず、強盜につきても、亦之れに依

ること勿論なりとす。故に、一言し置くのみ

一六〇 人を昏酔せしめて犯したる盗罪

第二百三十九條 人を昏酔せしめて其財物を盗取したる者は強盗を以て論ず

前にも言へるが如く、暴行又は脅迫をなして、人の財物を強取したるものは、是れ強盗なり。本條は、斯くのごとくならざるは勿論なれども、是れ亦一種の強盗として論せらるゝものなり。例へば藥種等の類を用ひて、人をして之れが爲めに昏酔せしめ、我れに抗すること能はざらしめたるが如き、即ち其の一例なりとす。此の場合に於いては、假令暴行又は脅迫をなさずといへども、其の結果たるや、亦暴行又は脅迫を用ひたるに同じのみならず、却て犯罪行為を容易ならしむるものなれば、強盗を以て論ずること、もとより當然のことと云ふべし

一六一 強盗人を死傷に致したる罪

第二百四十條 強盗人を傷したるときは無期又は七年以上の懲役に處す死に致したる

ときは死刑又は無期懲役に處す

本條に就いては、往々誤解を招く憂なしとせざるべしと思はるれば、少しく之れを解説せんに、強盗、人を傷し、又は死に致しとは、強盗の目的を達せんがために、人を死傷に致したるを云ふか。或る論者は、強盗、財を得るの爲めなると、既に財物を得て「其の取還を拒ぐ爲めなると、又は、其の遁逃の爲めなるとは、更に問ふ所にあらざるなりと。實に本條には、唯、強盗、人を傷し云々とあるを以て、強盗たるものが、苟も人を殺傷するに於いては、悉く皆本條によりて、之れを處断すべきが如しといへども、其の實、決して否らす。本條は、強盗の結果によりて、之れが刑を加重するものなるを以て、強盗の一元素たる暴行又は脅迫により、人を殺傷したるときに限りて、本條を適用すべきものとす左に其の一例を擧げん。

強盗其の罪を免れんがために、人を殺傷したるときは、本條によりて之れを處断すべきか將た否らざるやと云ふに、此の點に付ては、異説あり、甲者曰く、本條には、唯、強



盗、人を傷し云々を以て、別に其の制限を設けず。故に、其の罪を免れんがために、人を殺傷したる場合のごときは、宜しく本條に従つて之れを處罰すべしと。乙者曰く、強盗人を傷し、又は死に致したるとき、之れに嚴罰を加ふる所以のものは、其の殺傷たるや強盜の結果に出でしものなればなり。故に、強盜を遂行したる後に於いて、殺傷を行ひたるもの、即ち強盜の結果にあらざるものは、假令其の罪を免れんがために出でしものなりといへども、本條に依りて、之れを處罰すべからざるものなりと。

以上の二説は、いづれも皆一理あるがごとしといへども、服すること能はざるなり。蓋し強盜とは、財産に對する罪と、身體に對する罪との集合に成れるものにして、其の殺傷たるや、決して別罪にあらざることは、何人も首肯するところなるべし。即ち強盜の結果にして、仍ほ其の一分をなすところのものなれば、強盜の一元素たる暴行、又は、脅迫によりて、人を死傷せしめたる場合に限らざるべからざるなり。即ち強盜をなすがために人を殺傷し、又は、既に強盜の目的を遂げて、財物を得、其の取還されんことを

拒ぐが爲めに人を殺傷したるときは、本條によりて處断すべしといへども、既に犯罪の目的を遂げて、其の罪を免れんがために、人を殺傷したるものは、本條によりて、之れを處罰することを得ざるものとす。

一六二 強盜婦女を強姦したる罪

第二百四十一條 強盜婦女を強姦したるときは、無期又は七年以上の懲役に處す因て婦女を死に致したるときは死刑又は無期懲役に處す

一六三 親族間に於ける竊盜罪

第二百四十四條 直系血族、配偶者及び同居の親族又は家族の間に於て第二百三十五條の罪及び其未遂罪を犯したる者は其刑を免除し其他の親族又は家族に係るときは告訴を待て其罪を論ず

親族又は家族に非ざる共犯に付ては前項の例を用ひず

之れに由りて、之れを觀るときは、親族間即ち直系血族、配偶者及び同居の親族又は家

族の間に於いて、窃盗及び其の未遂罪を犯したるものは、其の刑を免除せらるゝものにして、無罪にあらざるなり。何となれば、其の犯罪者は、假令親族なりといへども、窃盗罪構成の元素は、一として缺くるところあらざるものなればなり。故に法律は、之れを罪なきものとなしたるにあらず、唯、其刑を免除するのみ。若し之れを以て、無罪なりとせんか、強盗罪の場合に於いて、之れを有罪とする所以如何と問はざるべからず。少しも之れが理を賅すること能はざるにあらずや。然らば何故に、親族間に於ける竊盗に刑を科せずして之れを免除するや。其の理如何と云ふに、些少のことを以て、親族間に於ける和合を破るがごときことなからしめんが爲めに外ならざるなり。然れども、茲に注意すべきは、他人どもに窃盗罪を犯し、其の財物を分配したるものなるときは、窃盗を以て論せらるゝものなること、即ち是れなり。是れ親族の免刑せらるゝ所以のものは、親族たるの身分あるが爲めにして、之れが爲めに他の共犯人に其の影響を及ぼすべし理由なきの故なればなり。

一六四 電氣は盗取することを得るや

第二百四十五條 本章の罪に付ては電氣は之を財物と看做す

電氣は、目に見ること能はず、手に執ること能はざるものにして、其の形態なきものなりといへども、之れを財物と看做したる所以のものは、其の性質たるや、財物と異なるどころなきものなればなり。

### 第三十七章 詐偽及び恐喝の罪

一六五 詐欺の罪

第二百四十六條 人を欺罔して財物を騙取したる者は十年以下の懲役に處す

前項の方法を以て財産上不法の利益を得又は他人をして之れを得せしめたる者亦同じ

本條に欺罔とは、無き虚偽の事實を構成し、又は、存在するところの真正の事實を變造

して、人を欺くもの、即ち是れなり。

一六六 他人の爲めに事務を處理する者自己又は第三者の利益を圖り本人に損害を加へたる罪

第二百四十七條 他人の爲め其事務を處理する者自己若しくは第三者の利益を圖り又は本人に損害を加ふる目的を以て其任務に背きたる行爲を爲し本人に財産上の損害を加へたるときは五年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處す

一六七 未成年者の知慮淺薄又は心神耗弱に乘じて財物の交附又は財産上不法の利益を得若しくは得せしめたる罪

第二百四十八條 未成年者の知慮淺薄又は心神耗弱に乘じて其財物を交付せしめ又は財産上不法の利益を得若しくは他人をして之を得せしめたる者は十年以下の懲役に處す

一六七 恐喝の罪

第二百四十九條 人を恐喝して財物を交付せしめたるものは十年以下の懲役に處す

前項の方法を以て財産上不法の利益を得又は他人をして之を得せしめたる者亦同じ本條に所謂恐喝とは、人をして畏怖の念を生せしむるを謂ふ。故に、事實の有無又は正否の如何は之れを問はず、又、錯誤に陥らしめたるも、否らざるとは、是れ亦問ふ所にあらずるなり。

一六八 恐喝と脅迫との區別

此の區別に就きては、異論あり。或人曰く、脅迫は現在にして、其の害は、忽ち被害者に及ぶべきものならざるべからずといへども、恐喝に至りては、單に之れが意見又は未來の事實に屬するものにして、毫も現在たることなしと。若し此の説をして是なりとせしむるときは、例へば明日汝の家に放火すべしと恐喝したるがときは、脅迫にあらずと論定せざるべからざるの奇怪なるに至らん。豈に之れを以て、其の當を得たるの説なりと云ふことを得べけんや。然らば此の二者の區別は、如何と云ふに、字義上に於いて

ては格別、刑法學上に於いて、之れが區別をなすの要なるべし。然れども、脅迫取財と恐喝取財とは、ともに同一なりと斷するにあらず。尙ほ次項に掲げん。

一六九 恐喝取財と脅迫取財との區別

恐喝取財は、人をして畏怖の念を起さしむるは勿論なりといへども、幾分か自から進んで我が目的を達せしむるの傾向あり。脅迫取財即ち強盜の場合に於いては、人を脅迫して、畏怖の念を生せしめ、加害者の要求を拒むこと能はざらしむるものなり。

第二十八章 横領の罪

一七〇 横領の罪

第二百五十二條 自己の占有する他人の物を横領したる者は五年以下の懲役に處す。

自己の物と雖も公務所より保管を命ぜられたる場合に於いて之を横領したる者亦同じ。

第二百五十三條 業務上自己の占有する他人の物を横領したる者は一年以上十年以下の懲役に處す。

一七一 遺失物、漂流物横領の罪

第二百五十二條 遺失物、漂流物其他占有を離れたる他人の物を横領したる者は一年

以下の懲役又は百圓以下の罰金若しくは科料に處す

第三十九章 贓物に関する罪

一七二 贓物の收受、運搬、故買又は牙保の罪

第二百五十六條 贓物を收受したる者は三年以下の懲役に處す

贓物の運搬、寄藏、故賣又は牙保を爲したる者は十年以下の懲役及び千圓以下の罰金に處す

一七三 親族間に於ける贓物に関する罪

第二百五十七條 直系血族、配偶者、同居の親族又は家族及び此等の配偶者の間に於て前條の罪を犯したる者は其刑を免除す  
親族又は家族に非ざる共犯に付ては前項の例を用ひす。

第四十章 毀棄及び隱匿の罪

一七四 公務所の文書毀棄の罪

第二百五十八條 公務所の用に供する文章を毀棄したる者は三月以上七年以下の懲役に處す

一七五 權利義務に係る他人の文書毀棄の罪

第二百五十九條 權利、義務に關する他人の文書を毀棄したる者は五年以下の懲役に處す

一七六 他人の建造物、艦船損壞の罪

第二百六十條 他人の建造物又は艦船を損壞したる者は五年以下の懲役に處す因て人を死傷に致したるときは傷害の罪に比較し重きに從て處斷す

一七七 公務所用の文書、權利義務に關する他人の文書及び他人の建造物、艦船の毀棄損壞を除く以外の物の損壞又は傷害の罪

第二百六十一條 前三條に記載したる以外の物を損壞又は傷したる者は三年以下の懲役又は五百圓以下の罰金若くは科料に處す

一七八 自己の物と雖も損壞又は傷害の罪を構成する場合

第二百六十二條 自己の物と雖も差押を受け、物權を負擔し又は賃貸したるものを損壞又は傷害したるときは前三條の例に依る

一七九 他人の信書隱匿の罪  
第二百六十三條 他人の信書を隱匿したる者は六月以下の懲役若くは禁錮又は五十圓以下の罰金若くは科料に處す



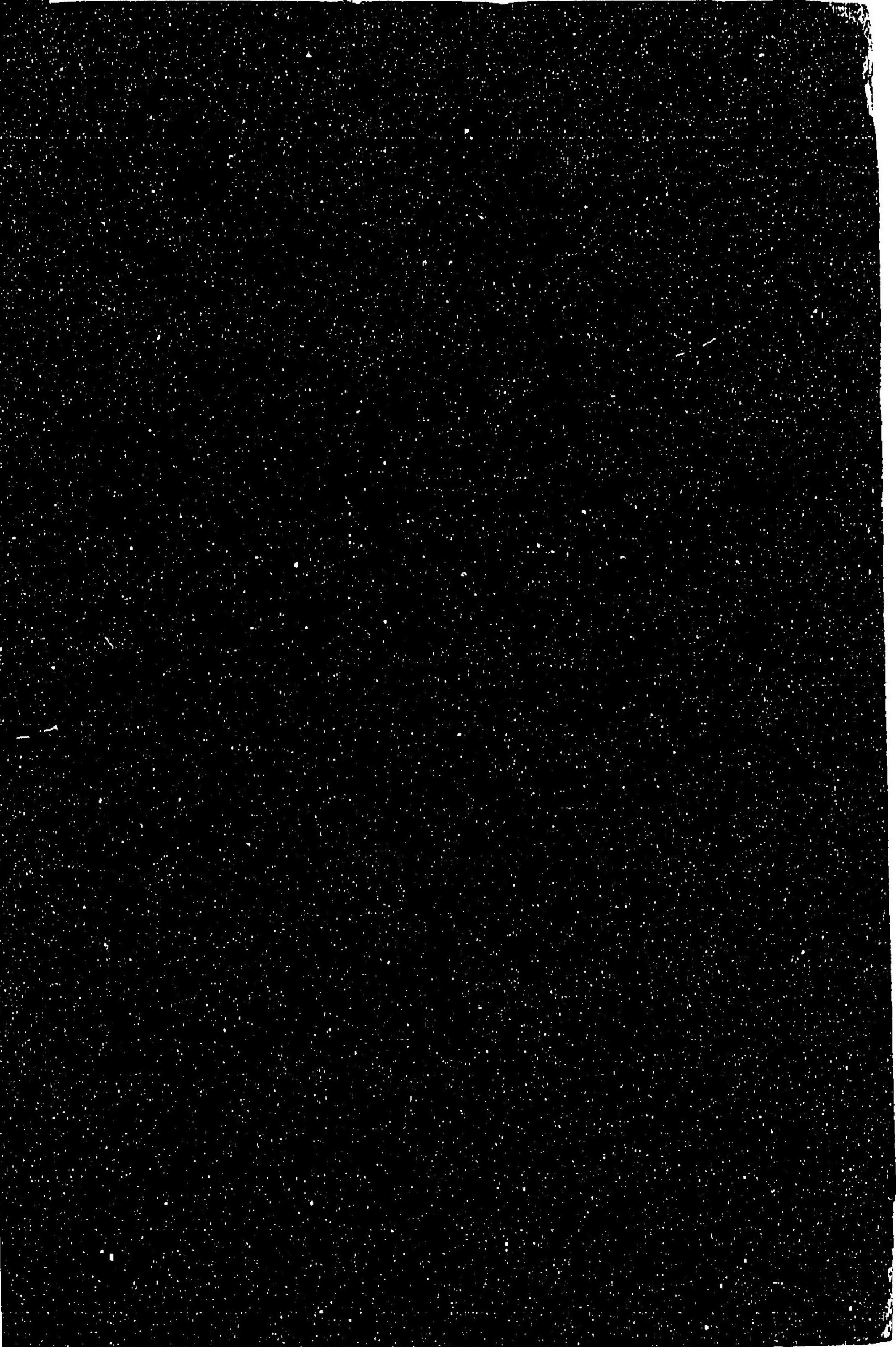


31  
326

[Small white mark]



[Redacted header text]



[Redacted footer text]



030080-000-0

31-326

法律顧問 (改正四大法典)

清水 鉄太郎 / 著

M40

BBA-0524

